

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【41】

2. 日時：令和5年11月16日 14時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

小林主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官

火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他6名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他1名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 保全計画課 主任 他3名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 副課長 他3名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 運営管理室 副主任※

中国電力株式会社

電源事業本部（原子力建築） 副長※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の井藤です。ではヒアリング始めたいと思います。事業者から説明の方、お願いいたします。
0:00:11	はい。東京電力の三嶋でございます。これから
0:00:14	火砕物に関する説明書の方、ご説明させていただいたいただきたいと思います。まず進め方の話なんですけども、全体的にっていうご要望もありましたので、
0:00:27	衛藤、今担当 2 人でちょっとせ、ご説明しようと思ってます。最初に比較表を使ってですね、まず 6 と 7 の差をある程度、そうですね葛西の
0:00:37	発生防止、感知消火、影響軽減くらいで、1 回止まってもらってですね。で、
0:00:43	そちらの方とあと島根さんの差分のところ、こういうふうな状況になると考えますと、また、ちょっとすみません申し訳ないですが比較表の方にですね、志村さんとの記述がちょっと間に合ってなくてですね。
0:00:56	入れてないのでちょっと今回は口頭でお話させていただきたいと考えてございます。
0:01:01	まず比較表を 1 回やってですね、補足説明資料の方を、
0:01:08	主なトピックのところ、7 号とのまずは大きな差分があったところとか、あとは島根さんですね、のところでこういうところを追加してますっていうところを、軽くちょっとさわりの、時間もあれですのでちょっとさわりの程度でこういうところはこういうふうに変えてますとか、
0:01:21	いうところを説明させていただければと思いますが、そんな順番でよろしいでしょうかね。
0:01:27	はい。
0:01:28	はい。
0:01:33	それはどうでしょうかね。はい。
0:01:38	衛藤。
0:01:41	そうですね。ええ。
0:01:43	藤。
0:01:48	ちょっと比較もですね、まず表が入って 220 ページ。
0:01:52	ていうかなり大物なので、
0:01:55	そうっすね。まず最初に比較表だけそういう形で 1 回流して、そこで止めてない。
0:03:48	東京電力の三嶋でございます。ではまず比較表の方から、まず計 6 名との差分、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:55	ということで途中途中区切って、
0:03:58	ヒアリングの方へと進めたいと思いますのでよろしくお願いします。担当の方から、まず、サブの方。
0:04:07	東京電力の松島です。よろしくお願いします。
0:04:11	そうしましたらお手元の資料の方、資料番号がKK6 円の-1-028、比較評価医 0 の方ですね。
0:04:22	火災防護に関する説明書の先行審査プラントの記載との比較表。
0:04:28	こちらをご覧ください。
0:04:30	まず 1 ページめくっていただきますと、今回、6 号機と 7 号機の差分というのをちょっとリスト化しております。こちらは該当箇所になりましたら、説明いたしますので、
0:04:42	割愛させていただきます。
0:04:44	めくりまして次のページも、そのリストになっておりますので、こちら割愛いたします。
0:04:50	まず、1 ページご覧いただきますと、
0:04:54	比較表の方が左から、島根の 2 号機柏崎の 7 号機は柴崎の今回の 6 号機の申請で一番左が、
0:05:03	一番右ですね、申し訳ございません、一番右が比較欄となっております。
0:05:08	例えば 1 ページで 7 号機と 6 号機、こうって衛藤表現の差異ということで、
0:05:14	差分が出ておりますが、こういった当然の差異といえますか、表現上の差異というものは割愛させていただきます。
0:05:24	主立った差分を説明させていただきますと、江藤 3 ページ、ご覧いただいてよろしいでしょうか。
0:05:33	こちら 3 ページの江藤下の方の文章になりますが、感知器について、江藤アナログ式の煙感知器、
0:05:41	熱感知器、
0:05:42	光ファイバーケーブル式、熱感知器、
0:05:47	熱感知カメラ、防爆型の熱感知器、炎感知器、こちらにつきまして、今回の申請で共用としております。
0:05:57	これにつきましては、感知器の設置箇所についてなんですけれど、火災区域区画につきましてそれを、その設定をベースとしております。
0:06:08	今回の 6 号機の申請では、衛藤詳細設計決まりまして、7 号機では、建屋ベースで、コントロール建屋と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:18	廃棄物処理建屋、あと5号の緊対所につきまして、建屋自体を共用としていたのですが、
0:06:25	今回は、細かく火災区域区画、
0:06:29	それぞれを共用とすることとしましたので、その場所に設置されている感知器に、
0:06:36	つきましても、今回のように共用といたしました。
0:06:40	具体的な感知器の配置については、衛藤補足説明資料の方がございますので、後程そちらで、
0:06:47	説明いたします。
0:06:50	続きまして4ページ、ご覧ください。こちら、火災受信機盤について、共用としております。
0:06:57	これにつきましても、6号、67の中操に、
0:07:03	つきましてこちらが共用となっているものと、5号機の中操の方ですね、緊対所があるところにつきまして火災受信機盤設置されていますので、
0:07:15	共用とさせていただきます。
0:07:18	ここで、
0:07:20	2章の説明が終わりまして、
0:07:23	次が、
0:07:24	3、いいですかね。
0:07:27	3章の、火災防護の基本事項ということで、こちらの説明に入ります。
0:07:34	こちら差分は大きくないのですけれど、
0:07:37	16ページご覧ください。
0:07:41	と差分が出ていますが、こちらの、
0:07:45	原子炉の安全停止に必要な機器等ということで、
0:07:48	こちらは号機によってそもそも設置される機器ですとか、それに対応する火災区域区画の番号というものが変わりますので、差分が出ておりますが、
0:07:59	こういうものになっているということで、江藤徳田んの。
0:08:04	理由等はございませんので、ここは割愛させていただきます。
0:08:10	続きまして、27ページご覧ください。
0:08:14	こちらも重大事故等対処施設ということで、こちらも
0:08:20	機器と、
0:08:21	火災区域、区画番号が載っているリストになりますので、こちらも特段説明はございませんので、この表2の再々の理由についても割愛させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	続きまして、
0:08:36	これで江藤第3章の火災防護の基本事項について、説明は終了させていただきます、次続きまして第、
0:08:45	4章の火災の発生防止について、
0:08:48	説明させていただきます。
0:08:50	まず、
0:08:52	35ページをご覧ください。
0:08:55	35ページの一番上の段の、
0:08:59	説明なんですけれどもこちら記載の適正化ということで、可搬型重大事故等対象施設についてこちら衛藤設置要求、
0:09:09	について、ここで追記をしております。
0:09:12	可搬型、
0:09:15	重大事故等対象施設の油の漏えい対策について、こちらの現場の設置状況、現場の状況に合わせて追記させていただきました。
0:09:25	続きまして、
0:09:28	5ページの方が飛びまして、
0:09:32	56ページご覧ください。
0:09:39	56ページの、こちらの表になります表4-1になるんですけれどもこちら記載の適正化ということで、現場の設計に合わせて油内包設備がある火災区域、
0:09:52	または区画における換気設備の記載の適正化ということで、
0:09:57	こちらの社内の方で、CR発行しております、7号機の記載を変更しておりますそれに伴って、6号機の方も、
0:10:06	その記載に合わせて、
0:10:08	原子炉建屋とタービン建屋の換気設備についてですね、こちらの記載が不足していたところがありましたので、そこを7号機でも、改めさせていただきます。
0:10:22	続きまして次のページですか。
0:10:27	まずは東京電力の三嶋でございます。5ポツの火災感知及び消火の前にまた島根との大きな差の方をご説明させていただければと思います。
0:10:40	島根さんと、
0:10:44	計6名の方はですねBWRとABWRということで、ちょっと安全系の区分が、影響軽減のところ違うところがありますので、
0:10:53	そちらの方を後で影響軽減の方、説明大きなところを説明させていただきますと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	またですね、衛藤。
0:11:02	比較表の7ページ、右下7ページになります。
0:11:08	こちらの方で、ABWR、BWRというところで、原子炉の安全停止に必要な機器のですね、機能の系統としましては、全く差がございません。
0:11:21	あるとすればその江藤機能に対して各機器になった時にですね、機器の配置等の変更が出てくると、差分が出てくるという形になります。
0:11:32	で、大きなところであとはですね、ページちょっと飛ばさせていただきます、
0:11:39	26ページになります。
0:11:44	すいません図表の方をちょっともっと細かく、
0:11:49	ちょっと荒くてですね、申し訳ございません。こちらちょっとやっぱりデータが大きすぎてですね、図表ちょっと落とさないと、比較表の方、張りつけできませんでしたので、
0:11:59	ご迷惑をおかけしますが必要であればこちらの説明書の方で、ページを確認していただければと思います。
0:12:06	こちらの方で、私ども6号機7号機のところのですね、
0:12:12	放射線とじ込み機能のところですね。
0:12:14	の機器等で、気体廃棄物処理設備エリア排気モニター
0:12:20	と、67ではございます。
0:12:23	そちらの方ですね、BWRである島根さんはですね、排気塔モニターの方で、
0:12:32	説明をしてるところで、この辺が設備、
0:12:36	北廃棄物処理系の弊社側のですね、北井別。
0:12:42	気体廃棄物処理設備エリア排気モニターというのは実際はタービン建屋にございまして、建屋の中にございます。
0:12:50	島田さんの排気塔モニター、他にも
0:12:53	柏崎の1号から5号機あるんですけどそちらは屋外の、本当排気と、
0:12:59	スタッフと呼ばれる排気塔の根本にある。
0:13:01	エリアモニター、モニターの方を守ってるということで、ちょっとこの辺で差が出てるとい形になってございます。
0:13:11	あとは52ページですね。
0:13:14	はい。
0:13:15	衛藤Bぼつの建屋内装材。
0:13:18	の部分になるんですけども、衛藤、このシマダさんの方にはなお書き以降、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	一番下のパラグラフですね。
0:13:25	原子炉格納容器内に設置する。
0:13:31	はい。
0:13:33	細かい話はい。
0:13:35	衛藤なお書き以降の話なんですけれどもこちら6号機7号機の方は、記載がございませんので、内容を確認しましたところ、
0:13:46	このページ比較表ですと220ページ。
0:13:50	頭になるんですが、
0:13:55	火災防護計画に定め管理する項目についてございます。
0:14:00	220ページの衛藤。
0:14:03	(14)ですね、中段のところ(14)。
0:14:07	実際はこの火災防護計画に定め管理する項目としては、
0:14:13	島根さんともあまり差異はないんです。全く差異がない状態なんですけれども、説明書上ちょっと今差異が出てるといことなんで、この辺はちょっと追記の方の検討をさせていただこうかなと考えてございます。
0:14:27	まずは1ポツから4ポツまで、
0:14:30	六、七の際、あと島根さんとの差異っていうのはちょっと口頭で説明させていただきました。
0:14:35	以上となります。
0:14:54	ここまでということで一旦、
0:14:58	今説明があった範囲の比較表で質疑の方始めていきたいと思いますが、土肥、規制庁イトウですが、
0:15:08	そうですね。
0:15:15	計7とのサーのところの説明のあった35ページなんですけれども、
0:15:23	あとでちょっと補足説明資料で詳細な説明あるのかもしれないんですけども、ここ、
0:15:29	これはその現場の状況に合わせて追記というのが、
0:15:33	あんまりちょっと私理解できてないんですけども、これは、
0:15:38	7号でも同じ状況だったけども、
0:15:42	6号でその状況を踏まえて6号では追記をしたっていうことなんですけど7号との差っていうのがあるのかないかちょっと教えていただけますか。
0:15:53	はい。東京電力の三嶋でございます。
0:15:55	7号機の今7号機に記載のところ、こちらは7号機の申請なん
0:16:03	認可をいただいた申請の当初の記載となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:08	で、
0:16:08	ナゴ、今、やはりその検査というところで対象の方を、
0:16:15	一つ一つ確認したところ、ここにこの記載、可搬型重大設備のうちって いうところのこのパラグラフのところですね。
0:16:23	これが検査項目として足りてない。
0:16:26	ということが、7号機の検査始める時点で、ちょっと判明しまして、そちら の方でCRコンディションレポートを発行しまして、
0:16:36	7号機の
0:16:40	東電で管理してるマスター
0:16:43	の方に、こちらを追記して、実際はこの検査を実施しております。7号機 の方は、はい。
0:16:50	6号機と差が出るのは、今7号機の状態とは、こちらも、自分たちのマ スターは追求してる状態なので、実際は差がないんですけども、今、
0:16:59	7号機はっていうところが、どうしてもその申請版、
0:17:03	という形にしていますので、差が出てるという状態になって、
0:17:08	はい。規制庁の伊藤です。わかりましたそのまま新生児ってんの。
0:17:13	時点の差で、これが書いてある書いてないっていうのがあって、現場の 状況とかそういったところについては全く同じな事を一緒と。そういう理 解でいいですかね。
0:17:26	東京電力の松島です。
0:17:29	ちょっと補足させていただきますと、衛藤。
0:17:32	説明書の、ちょっとページ飛んでしまうんですけど、221ページをご覧 いただけますか。
0:17:40	比較表で、比較表の、すいません比較表の方です。
0:17:49	こちらに登載を出させていただいてるんですけど、
0:17:55	藤さん15ページの方の、先ほど説明しましたのは、こちらが設置要求 を書いているイメージでして、
0:18:03	221ページ、こちらは火災防護計画の記載の欄になるんですけど、そ ちらに運用面を書くというイメージになっております。
0:18:15	ですので先ほども説明した通り検査断面で、
0:18:18	少し現場の方で、実際の状態というのはこの運用面とその設置要求で ちょっと違うから、
0:18:27	こう変えた方がいいということで、6号機では、
0:18:31	修正している状態です。ですので結果的に書かれていることが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:37	追記になったというよりも書かれている場所がこう変わったというイメージで、
0:18:48	世良の 221 ページの 7 号機の記載欄ですと、そこに
0:18:55	可搬型の重大事故対象施設が溶接構造シール構造の採用により、油の漏えいを防止するというような記載がありまして、
0:19:04	そこが、ちょっとページ飛んで申し訳ないんですけど、35 ページの 6 号機の欄、
0:19:12	2、こちらにコウ。
0:19:14	設置要求として書かせていただいたというイメージになりますので、
0:19:21	東京電力の三嶋でございます。設置要求とか運用とかっていうところ弊社側のちょっと様式上の整理の話でして、はい。
0:19:30	まずは
0:19:32	発生防止、火災発生防止の対策として、可搬型のところの要求があまり記載されてないんじゃないかというところがありまして、追記してるという状態です。
0:19:44	221 ページの方に、運用上で、こういうふうに、
0:19:48	実際にしておりますというところで、
0:19:50	こういうところで検査ですね、使用前自主検査としまして、
0:19:55	その小項目のところ、
0:19:57	足りてないようなところがあればこのような形で、ちょっと文言の修正なりっていうところを、実際にはやっております。
0:20:05	以上となります。
0:20:07	はい。規制庁のイトウですはい。状況はわかりました。ちなみに、6 号、7 号と 6 号、
0:20:17	この比較表上は差が出てるんですけど、その CR を発行して修正したりっていうので、今は 7 号側も、6 号と同じような記載ぶりになってるということなんですかね。
0:20:31	東京電力の三嶋でございます。その認識もでございます。
0:20:36	はい規制庁のイトウですわかりました。ちなみに、7 号の
0:20:41	221 ページの記載を見ると、セキまたは側溝を設置して、
0:20:47	拡大防止を図りますっていう、記載で、6 号は、そこ、
0:20:55	拡大防止しますっていうことで、特にセキを用いたような場所はないということでもいいんですかね。
0:21:08	東京電力の三嶋でございます。
0:21:10	実績または側溝ということで、側溝の方がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:14	屋外の、
0:21:16	可搬型の大宮と、
0:21:19	荒浜高台の
0:21:21	ニワ側溝があると、いう形になってございます。
0:21:25	はい。
0:21:26	ということはセキはなくて側溝だけなので6号の記載は側溝によりということ、書いていると、理解しました35ページの記載ですね。
0:21:36	はい。衛藤。
0:21:40	宗。
0:21:42	それと、ちょっと状況を教えていただきたいんですけど、221ページの先ほどの運用の、
0:21:50	記載のところで、
0:21:52	吸着マット等を用いてっていう話は、7号もこれも同様という理解でいいんですよね。
0:22:04	東京電力の松島です。7号の方も、そういった運用をして、
0:22:10	おりますこの運用。
0:22:12	221ページの火災防護計画ですかね、現場の方の火災防護計画とも、合わせてこのような記載をしております。
0:22:22	はい、規制庁のイトウですわかりました。
0:22:26	比較表の4ポツまでの間の説明だったと思うんですけど、ちょっと説明がなかったかなと思っているのが、この57ページの差なんですけど、
0:22:37	ここの、
0:22:41	記載の適正、
0:22:43	可と書かれてるさですかね。
0:22:45	これをちょっと教えていただいてもいいですかね。
0:22:53	多分表が若干違って、
0:22:58	換気設備、
0:23:01	換気設備ですかね換気設備の中の最後の方がちょっと、
0:23:06	設備が違うような感じもし、してるんですけど。
0:23:11	東京電力の松嶋です。
0:23:13	衛藤記載の適正化で、現場の設計に合わせて、水素ガス内包設備に対応する。
0:23:20	換気設備の適正化ということで、こちらも社内でCR発行しております、
0:23:27	その表4-2の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:30	一番下から2段目と一番下の段になるんですけど、
0:23:35	こちらが、こちらの換気設備ですね。
0:23:39	もともとは原子炉区域タービン区域、送排風機と記載していたんですけど、6号機の方、ウェエート
0:23:50	レイジー
0:23:51	ええと、
0:23:53	ページ、非常用ディーゼル発電機室電気品区域送排風機ということで、7号機の方をそのように修正しましたので、6号機もそれに合わせて、
0:24:06	適正化しているということで、現場の状況にCRで合わせている形になります。
0:24:14	以上です。
0:24:15	はい。規制庁の伊藤です。わかりました。
0:24:21	助教わかったんですけども、この比較表上だと、何か7号との差が、
0:24:28	あるように見えるので、そこわあ、この一番右の欄、
0:24:34	列で補足とかしていただいて、
0:24:40	いただけると、わかりやすいかなと思います。ここを単に記載の適正化と書いてあるんですけど、
0:24:47	一見するとそうは見えないので、そこは補足していただけてください。
0:24:55	はい東京電力の松嶋です。この記載の血清かというのを、さらに記載拡充するようにいたしますので、
0:25:02	承知いたしました。よろしく申し上げます。
0:25:05	はい。規制庁内藤です。私から、今の範囲では以上です。
0:26:48	規制庁火災対策室ニシノです。35ページをお願いします。
0:26:57	先ほど可搬型重大事故等対処設備で、
0:27:02	セキがなくなり側溝のみで、漏えい。
0:27:08	いうのを拡大を防止するという説明だったんですが、側溝だけで、
0:27:15	拡大を防止することは可能なんでしょうか。
0:27:25	はい。東京電力の三嶋でございます。エリアから外に出さない。
0:27:31	ていうところでは
0:27:33	セキまたは側溝の内側溝でも、十分だと考えてございます。
0:27:40	アビルエンドウ。
0:27:42	ハママツ。
0:27:44	可搬型の部分で言いますとっていう、屋外のエリアになりますはい。
0:27:49	規制庁火災対策室の時に篠塚、これ細かい説明はまた後からになるんすかねいまして、もう少し細かい話をしても大丈夫ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:59	大丈夫。
0:28:00	はい、規制庁火災対策室ニシノです。
0:28:05	屋外で油の量というのはどれくらいあるんですか。
0:28:12	あと側溝の大きさというのも十分油を収容できる。
0:28:18	その大きさになっているという理解でよろしかったでしょうか。
0:28:26	はい。
0:28:28	東京電力の三嶋でございます。まず、油の量、
0:28:32	と申しますと確かにもう、
0:28:34	可搬型の重大事故の対象設備というのは、車両型のものがかなり多くあります。
0:28:42	そちらの方で、複数台、
0:28:45	今の一番大きい油が一番漏れた場合と言われると今ちょっと手元にデータがございませんので、ちょっと後日、まずは
0:28:55	ご説明させていただこうかなと思っております。
0:28:58	また、こちらの方、実際はですね、やっぱり油が落ちるとですねにじみ出こう広がっていくような、屋外のアスファルトにこうにじみ出広がっていくようなイメージになりますので、
0:29:11	大幅に
0:29:12	外に出るまでには運用上の
0:29:16	ですね。
0:29:17	吸着マットとかの方で、
0:29:20	対応ができるというふうなサイトの運用になってるというのを確認してございますんで、その辺がわかるような、何かしらちょっと説明の方を後日ですが、させていただければと思っております。
0:29:33	規制庁火災対策室の西野です。わかりましたよろしく申し上げます。
0:29:39	以上です。
0:29:57	お望みなんでしょうから、
0:29:59	火災対策室の齋藤です。今の4ポツまでのところで、特に
0:30:08	3番までのところはこれからの話聞かないと分かんないところあるんで、特に34ページから4ポツのところについて、ちょっと確認をしていきたいんですけど。
0:30:21	まず、34ページ下の段の4.1の、
0:30:26	ところで、
0:30:28	発火性引火性物質の定義がここで言うところの段落で書いてあるんですよここで書いてあるところは潤滑油と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	燃料油が基本的に、
0:30:45	発火性引火性物質ということで書いてあるんですけど、
0:30:49	これ以外は、
0:30:50	とりあえず、
0:30:52	消防法関係のものはないということでまずいいんですね。
0:31:29	火災対策室のサイトですけどこれ多分4類の危険物を多分指してるんだと思うんですよ。4例の危険物の中で、多分油系のもの、
0:31:40	ということで多分書いてあるんだと思うんですね。その中で油と何をつくものっていろいろあると思うんですけども、
0:31:47	潤滑でいうと、
0:31:49	燃料湯の2種類だけでよかったですかそれ、それ以外にも油とつくものでこれに該当するものがありますかっていうところの確認です。
0:31:59	もしあるんであればここに書いておかないとおかしいですよっていう意味での確認。
0:32:06	はい。東京電力の三嶋でございます。確かに、潤滑油、
0:32:10	っていうところ例えばグリスタイプのものとかっていうのもありますので、
0:32:15	そういうところちょっと、
0:32:16	再度ちょっと現場の方確認し、
0:32:19	必要であればはい、追記させていただきたいと思います。
0:32:24	はい。火災対策室の齋藤です。次2、高圧ガス保安法系の、
0:32:30	もノーで水素ガスが一応対象になってるんですけども、これはこれで、
0:32:37	理解はしてるんですけども他のガス、一応ないってことで大丈夫ですよっていう確認だけですね。
0:32:44	いや例えば
0:32:45	冷媒とかは多分金の可燃性蒸気でないと思っているんですけども、そういった類のガスで可燃性のもってないですよっていう念のための確認です。大丈夫ですか。
0:33:01	はい、東京電力の三嶋でございます。
0:33:04	そちらの方も
0:33:05	自然現象系の説明書とかでも抽出してますし、ちょっと確認はさせていただきますけども、ないと思っております。
0:33:16	ただ設置許可時点で確か仁木さいいの可能性がありますので、
0:33:21	もしかしたらその新規、いろんなものが今入ってる可能性ってのは、
0:33:26	現場の状況把握できてございませんのでそこら辺もちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:32	潤滑とあわせ、
0:33:33	記載のほう確認したいと思います。
0:33:36	はい。次に 35 ページ、ページめくっていただきまして 35 ページの方なんですけど、
0:33:45	まず、一段落名の漏えい拡大防止対策のところなんですけどねこの漏えい。
0:33:54	拡大防止対策のところでは溶接とシールで、
0:33:59	油の漏えいを防止するっていうふうに書いてあって、これ自体はさらっと読めるんですけど、私の理解として基本的に何か溶接で回転部等がシール構造になってるとか、
0:34:13	いう理解でいいんですかねそれともこの辺は機械の特性に応じて溶接とシールそれぞれ使い分けると、というような形になるんですかね。そこら辺ちょっと。
0:34:23	補足していただいてもいいですか。
0:34:28	はい、東京電力の三嶋でございます。
0:34:30	溶接構造としましてやっぱり配管系とかというところがメインになってくると思ってございます。またシール構造のところはですね、
0:34:40	特に設置許可時点ですと、弁っていうところを、
0:34:44	メインにご説明させていただいたかと。
0:34:47	記憶にございます。はい。
0:34:51	はい。
0:34:52	そこら辺は、今の話で理解はしました。で、
0:34:58	で、
0:34:59	ただねこれ掛けこのなんだっけ溶接とか、シールとかだけで、漏えい対策をすべてやっているのか、それとも、例えばですけど、
0:35:12	漏えい対策の場合だと例えばタンクに溜めているようなものと、液面監視で漏えいの早期発見を図ることによって、やるようなパターンもあると思うんですけども、
0:35:23	その辺の液面計使って漏えいの
0:35:27	防止というか早期発見することによって対策するとかそういったことはやっているのかやっていないかっていうとどっちになるんですかね。
0:35:35	要はこの部分に関わってくる話なんで確認しますけど、
0:35:43	はい、東京電力の三嶋でございます。
0:35:47	そうですね確かに運用面として、
0:35:51	そうですね。油系自体の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:55	普段の流れの中では、液面監視、
0:35:59	というのは、実際にはパトロール等で実施してございます。
0:36:03	はい。
0:36:04	ただそれがもし止まった場合でもですね、そのポンプが例えば異常があ って1台止まった場合でも、漏えい防止を図るように構造上なってい ますので、
0:36:15	担保としては、まずこういう構造であるというところで、できると考えてご ざいます。
0:36:25	はい。火災対策室の齋藤ですまず構造としては溶接とかシールとかで 行ってで、ここには書いてないけど、追加で液面監視とかも行うような 形で対応してますと、そういうことそういう理解でまずいいですね。
0:36:42	すいませんパトロールも含めてですね。はい。
0:36:47	はい。東京電力の三嶋でございます。そういう形で、実際パトロール で
0:36:54	もし異常があってポンプが止まったとしても、即漏えいっていうところ には、系統設計上確か繋がらないと。
0:37:01	記憶してますので、
0:37:03	はい。そうするとその衛藤タンク液面計のパトロール自体が、これの構 造と、同等であるっていうよりはやはりその、
0:37:12	構造ですね、系統設計の構造上のところで、漏えいが防がれてるという ふうなところは、
0:37:19	すいません中期オク中でちょっと話してしまうんですけども、今そういう 回答になります。はい。
0:37:25	はい。火災対策室の齋藤です。はいその部分についてはまず、考え 方は理解しました。次に
0:37:32	そもそもの漏えいじゃなくて今度漏えいしたものの拡大防止対策として、 先ほど可搬型の話あったんですけどもその話として、
0:37:41	セキと側溝によりっていうふうに書いてあって、この側溝というのは、基 本的にはあれですかね貯めますみたいな効果を期待しているというこ とで理解してよろしいんですか。
0:37:56	はい。東京電力の三嶋でございます。はい。関と申しますのは、写真に ついて、
0:38:04	何ページ。
0:38:07	ちょっと後段に写真がございまして、
0:38:12	各部屋にですね、ある程度の扉の位置にはステップがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:19	そのステップは、
0:38:21	59 ページになりますね。比較表で申しますと、
0:38:29	油のそのエリアに関してはこういうふうな、まずはそのある程度、
0:38:34	たまるような構造になっていること。
0:38:36	また、この写真小さくて申し訳ありません。見にくいんですが、右側に小丸井。
0:38:43	僕らで言うと、ファンネルって呼んでる排水升がございます。
0:38:48	こちらの方も、
0:38:50	例えば油タンク室とか、ああいう大きなところですね、すべて兵士を入れてですね、ためますになるような構造になってございます。
0:39:00	えっと火災対策室のサイトウ水や先ほどまさにこの 59 ページのこの写真のところでこの
0:39:06	写真で言うところのこの穴の部分ですね。
0:39:10	これ、側溝なんですかセキなんですかどっちなんですかっていう。いや結局そこも含めて全部やってらっしゃるやってるわけですよ。だからその部分はどこに行く。
0:39:21	内包されてるんでしょかっていうのを最終的に確認したかったんですけど。
0:39:25	これはどっちになるんですか。
0:39:32	はい。東京電力の三嶋でございます。この丸い部分、側溝という形で考えてございます。
0:39:40	はい。火災対策室の齋藤です。この部分については理解しました。次にBはとりあえず、ともかくとして次Cの確認をした施工の確認をしたいんですけども、
0:39:52	何を一番確認したいかという、
0:39:56	爆発雰囲気形成し、可燃性蒸気が爆発性雰囲気形成しないようにするという考え方は理解してるんですけども、
0:40:07	それをするために、火災防護審査基準は換気ができる設計であることっていうふうになってるわけですよ。換気ができる設計であることに対して、
0:40:19	今のこの記載は、機械換気または自然換気というふうに書いてあるわけですよ。で、
0:40:25	機械換気の量であるとか、自然換気でできる最低限の性能っていうのは、基本的には次のDコウノ防爆対策の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:36	ところとリンクするはずなんですけれども、この辺の話を説明書とか見ても、よくその関係がわからない。
0:40:44	です。
0:40:45	で、基本的には市消防法であるとか高圧ガス保安法であるとかは、基本的には全部、こっから先、労働安全衛生法上の
0:40:58	考え方 2 関係の考え方の評価とかは全部飛んでるわけなんですけれども、実際このd項で防爆対策を次のD、次のページのd項とあわせて、
0:41:08	防爆対策をしなくていい換気の確保っていうのはどのようにされているのかという考え方をご説明いただいてもいいですか。
0:41:23	はい。東京電力の三嶋でございます。
0:41:26	まず
0:41:27	うん。
0:41:28	弊社の原子力発電所という、ある程度やっぱり閉鎖的な空間になってございます。はい。
0:41:35	で、換気の部分ですね、空調の換気の部分というのは、
0:41:40	ちょっと空調設計の方、ちょっとこれも今ちょっと正確な値かどうかわからないんですけども、1日3回、部屋の空気が入れかわるように、
0:41:49	設計をしている。
0:41:51	ていうところを、系統設計かなんかでちょっと確認した思いがありますのでまず機械関係の部分に関しましては、その部分ちょっとはっきりと、
0:42:01	わかるようにちょっと対応しようかなと思ってございますので、はい。
0:42:07	えっと火災対策室のサイトです。いやこの部分は今は何だっけ、潤滑油であるとか、燃料湯であるとかを内包する設備の火災対策としての関係なんですよね。
0:42:19	なんで可燃性蒸気による爆発性雰囲気形成しないための、
0:42:24	肝機能考え方というのが、どのようになっているのかというのをちょっとすみませんけども補足して教えて欲しいとで、基本的には、
0:42:34	先ほど私、
0:42:37	からも言いましたけど、労働安全性、
0:42:41	労働安全衛生法上の話で、防爆食うのは、オオバ機器、こういうのを使わなきゃ駄目ですよって話のときに合わせて、防爆の雰囲気って、防爆機器を使わなきゃいけない雰囲気形成というのはどういう状況にあるのかと。
0:42:55	というような話とかが防爆ガイドラインであるとかでもっと細かく言えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:00	ユーザーのための工場防爆設備ガイドみたいなところに、関係の考え 方ってというのがあってその考え方を、
0:43:07	と合わせて、満たしているから多分このCの話があって、Dのところ で結局、
0:43:13	防爆機器を使わないところが厚く、基本的には使わないというふう に書いてあるんだと思うんですよねちょっとその部分をもうちょっと詳しく補 足していただきたいんですけどもよろしいですかね。今でなくてもいいん で、
0:43:26	はい。東京電力の三嶋でございます。了解いたしました。ほ
0:43:32	い。次に 30、6 ページのd子はもう、今お話しした通りなんで、コウノ貯 蔵の部分なんですけどこの貯蔵の部分はこれは先ほどの説明の中に あった。
0:43:46	7号機と共用するか、7日7号機と同じものだからこの分量でいいとい う話なのかっていうとその辺のすみません、理解をもう一度教えていた だいてもいいですか。
0:43:59	はい、東京電力の三嶋でございます。
0:44:02	まず 36 ページの、
0:44:04	イとか口の、
0:44:06	リユ量ですかね。はい。はい。はい。こちらですね、非常用ディーゼル 発電機は 6 号機 7 号機別々に持っておりますが、
0:44:16	メーカーとしては同じメーカーさんでございます。
0:44:19	です、発電量としては、やっぱり必要なその 7 日間、2 台で 7 日間 運転するため必要量っていうところの閾値っていうところは、
0:44:29	ある程度保安揭示、
0:44:31	等で定められておまして、それを下回らないように管理して、
0:44:36	いかなければならないってのが、社内で決まっております。
0:44:40	また炉の方もですね、同じような、
0:44:44	ディイタンク、中間の大きな大きめのちょっとタンクがあるんですけども、 そちらの方の量の方の管理も同じような形で 6 号機 7 号機、同じ管理 をしているという状況になって、
0:44:57	あとは、はい。伴はGTGは全く同じものなので、同じ記載となっていると いう形になってございます
0:45:07	はい。その部分については理解しました。次にBコウノ水、次のページ の 37 ページ以降の水素ガス系の話をちょっと確認しておきたいんです けれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:20	水素ガスについては 38 ページのところでは括弧B行で、漏えい検知の話があって、4 部%の四分の 1 に達する前の濃度って言うてるんで今一部パワーを、
0:45:32	確認するという形になってると思うんですがこれを担保するために、おそらく、40 ページのところでは、d項の話で、
0:45:45	ここで関係の話があるんですよ。この間木野。
0:45:49	セイノーと、このB行にある漏えい検知の、
0:45:54	ところっていうのは要は換気できて、関係をきちっとできていつつ、この濃度に達しないと、いうことを常に確認しているということによかったですかね。
0:46:08	はい。東京電力の三嶋でございます。
0:46:11	ですね常に機械関係をしており、はい。
0:46:14	感知器を持って、その
0:46:16	38 ページのBの検知という形に、はい。なっております。
0:46:21	えっと火災対策室の齋藤です。はい、わかりました。いや何でそれを確認したかっていうと次の 41 ページから 42 ページにかけて同じように防爆対策の話があるんですよ。防爆対策の話は、
0:46:33	基本的にはこっちの方、水素について言えば、濃度をきちっと管理できているから、
0:46:39	防爆対策を不要とすると、いうふうにこの前の部分で、んと言ってるのと同じなので、濃度がきちっと監視されてるか、ということが担保されてる事がですね絶対条件なんで、それですいません確認をさせていただきました。
0:46:55	次に 42 ページの、ビーフ、可燃性蒸気と微粉対策のところについては、
0:47:05	ここについてはちょっと具体的に何を想定しているのかが、
0:47:11	見えてないところあるんでここはすいません他の話を確認しつつ、ちょっとまた、
0:47:19	疑問が出てきた時点で改めて確認をさせていただきたいと思っておりますので、
0:47:26	その次に、そこから先しばらく同じような状況が続いてて、
0:47:32	そうだよ。
0:47:37	そうですね。次に 46 ページの、
0:47:41	不燃性材料と難燃性材料の使用の部分について、ちょっと確認をしていきたいんですけども。
0:47:50	ここの定義のところでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:53	代替材料の話があるんですけども後の方見てみると代替材料の方の話って、
0:48:01	試験を確かしているのかな。すいません代替材料の
0:48:07	麻生代替材料の具体的な話どこに書いてあるかっていう例えば 50 ページのところ、
0:48:14	備考に建屋内装材。
0:48:17	の話があって建屋内装材のところ、
0:48:21	実際には不燃性材料の防火性能と同等以上であることを確認した材料と、というような定義のされ方をしてるんですね。
0:48:32	この代替材料を確認するときの試験っていうのは、
0:48:38	建築基準法上の性能、性能評価機関が行う業務方法書に則ってるものとおなじやり方をしているのか。
0:48:48	それとも違うやり方をしたものも、これの類として代替材料として、
0:48:54	確認しているのかっていうところについてちょっと化をし、
0:48:58	説明をいただきたいんですけども、どんなふうに理解しておけばよろしいでしょうか。
0:49:06	はい、東京電力の三嶋でございます。
0:49:09	そうしますとちょっと補足説明資料の方で、若干の説明でございますので、
0:49:14	右下の通しページで 82 ページをご覧ください。
0:49:37	こちらの方で建屋内装材の使用についてどんなものがあるかというところで、
0:49:43	ご説明補足している内容とございます。
0:49:46	84 ページ。
0:49:48	の表ですね、表の 1 になるんですけどもこれが不燃性の判定の結果、
0:49:54	のところ、
0:49:56	この部分で、大体、
0:49:59	代替材料であるかどうかというところを、フローに従って、
0:50:02	やっていると。
0:50:03	いう形になってございます。
0:50:07	そうしたときに、
0:50:20	で、この衛藤。
0:50:23	ところがですね 86 ページにある図 1 のフローですね。
0:50:26	こちらの方で、
0:50:27	まずは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:29	不燃性の判定フローで、一番上のスタートから入りまして、代替材料、
0:50:36	と申しますのは、まず国際の規制にていくんかどうか。
0:50:41	ここの育成の認定品の非該当右に行きまして、国内試験の合格品がイトウしていれば、代替材料として、こちらは整理しているという形になってございます。
0:50:54	試験、
0:50:57	火災対策室の齋藤です。今の補足説明資料の 86 ページの、
0:51:03	ところで、
0:51:05	一番左側のダイヤモンドは、国内規制認定品になってますよねこれはよく見ると、
0:51:13	建築基準は多分建築基準法上の認定品と、
0:51:18	いうものに、大臣認定品というものになるんだと思うんですね次のこの国内試験合格品っていうのは、誰が確認して合格って形になっているんですか。
0:51:39	はい。
0:51:40	東北電力の三嶋でございます。
0:51:42	こちらはちょっとそこまでの記載がないので、確認しここ、この資料にちょっと拡充する形でお答えしたいかと思いますが、よろしいでしょうか。
0:51:52	火災対策室のサイトウでちょっとお願いしたいと思いますというのも多分国、多分ここのダイヤモンドでいくと一番最初の国内規制認定品っていうのはこれは
0:52:03	大臣認定とか受けてるものなので、多分品質保証の部分については何の問題もないと思うんですね。で、二つ目のこの国内試験合格品っていうのは、結局これは東京電力として説明をする、できる大ものなのかそれとも、
0:52:19	トモダ公的な第三者機関が行っててそこまで見る必要がないものなのか、その辺をちょっと確認をしておきたいということ。そうすると次の
0:52:31	機能要求かつ不燃材料っていう話、ここになってくるとおそらく、実際にはメーカーがやったものを東京電力として確認して、それで使いますというような類になってくるんだと思うんですけども。
0:52:44	要は主、誰がその性能に確認して、誰が責任もってこの内容を説明できるのかという主語をですねとりあえずちょっと確認しておきたい大体ね、大体残業関係についてはですねちょっとその考え方を確認しておきたいのでちょっと補足説明資料の中で、
0:52:59	補足して説明をお願いいたします。まずこれはよろしいですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:05	はい。
0:53:06	次に、
0:53:12	実際の細かい話が添 46 ページ、元の説明していた、している比較表の 46 ページの
0:53:23	(1)のaのところから順番に書いていっているんですけども、
0:53:34	すみません、ちょっと意味合いをまず、47 ページの意味合いをちょっとまず教えて欲しいんですけど。
0:53:42	建築基準、括弧Aと括弧Bの話で、
0:53:47	建築基準法に基づく認定を受けた不燃性材料とこれはこれで定義明確なんですけど、
0:53:55	この 3Bのところのこのステンレスコウとかの不燃材料である金属材料っていうのは、これは
0:54:05	不燃性材料というのは、材料の位置付けとしてはどういう意味。火災防護上の材料の位置付けとしては代替材料になるんですかねそれとも、
0:54:14	この辺は明らかに明らかだからという形になっているのかちょっとその辺の考え方を教えてください。
0:54:25	はい。
0:54:26	東京電力の三嶋でございます。
0:54:28	こちらは代替材料ではなく、不燃性材料、材質というところで、
0:54:34	燃えないというところで考えてございます。
0:54:37	不燃性材料として、
0:54:39	整理してると。はい。
0:54:45	すみません。不燃性ステンレスコウは途端そこはわかるんですけど、て郷銀行が、
0:54:54	不燃性材料であるっていうのはこれは、
0:54:58	どういうふうに理解しておけばいいんですかね。いや要は物がよくわからないんでとりあえず年、どういうもん、どういうものをもって不燃性かということの説明してるかってことなんですけど別にここに書いアノ書く必要はないんですけども、
0:55:10	補足説明資料とかでこちら辺説明したところありますか。
0:55:18	はい。東京電力の三嶋でございます。今ちょっとこの補足説明資料に入っていない状況ですね。はい。
0:55:26	すみませんちょっとこれは補足説明資料でいいんで、ちょっと不燃性のところだけ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:32	多分非常に簡単な話だと思うんですけども、ちょっと明示していただきたいと思います。その次に、ホンザイのところは、ここは理解しました。で、
0:55:41	施工の建屋内装材のところ、
0:55:46	ちょっと確認なんですけど、
0:55:51	中央制、ここでこの部分については、理解はしました、
0:55:57	b項のところ、ここ中央制御室等の床材はっていうふうに書いてあるんですけども、
0:56:06	この中央制御室等っていうところの等に該当するものって、
0:56:10	何なってるかっていうのは、結構、ほかにもいっぱいあるんですかねというちょっと確認です。
0:56:32	はい。東京電力の三嶋でございます。中央制御室等ありますクッションフロアっていうか、はい。イメージでございます、3、4ヶ所ある。
0:56:42	はずなんですけどもそこをちょっと明示したものは、確かに今、
0:56:46	ないですね。はい。
0:56:48	火災対策室のサイトウですいやこの部分についてはもともと
0:56:54	駄目と言ってるつもりもなく火災防護審査基準だと
0:56:59	さ、3の個別病院事項のところ、
0:57:04	ところに防災のところ、中央制御室については防災のカーペット使っているんですよってどっかに書いてあったと思うんですけども、
0:57:11	いいんですけどもつあくまでも防衛は防災なので、場所については、衛藤。
0:57:17	多分、プラントごとに、基本設計がここの、このレベルであれば多分この頭で終わるんでしょうけども、実際にはどこって使ってるかについてはちょっと明示していただきたいんですよ。
0:57:31	水なので補足説明資料でいいんで、使ってる場所について、
0:57:36	どこ使ってるかをちょっと明示していただいてもいいですか。
0:57:40	はい。東京電力の三嶋でございます。先ほどの建屋内装材のところ、別紙か何かという形で、資料の方、ご準備したいと思います。
0:57:52	火災対策室の齋藤です。はい。次にDコウの時計ブルーの方の話なんですけど、
0:58:00	ケーブルの方は48ページの
0:58:04	自己消火性のところについて
0:58:09	UL1581等の話はいいんですけど、ちょっとただし書きのところについて確認をしたいんですけども。
0:58:16	一部の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:18	ケーブルについてはもうすでに製造中止しているんで確認できないと、 で、
0:58:24	ULとおんなじ読み方すいませんICEAでいいんですかね、の。
0:58:29	垂直試験結果と、
0:58:34	同じ材料のシーソー燃すケーブルで実施したものっていうふうを書いてあるんですけどちょっとこの、
0:58:44	中身というか読み方というかすいません。結局言うL-1581 とおんなじ。
0:58:52	試験を、同じシースの材料でやってるのか、それとも、ICEAの垂直燃焼試験結果というAと同じシースで使ったものと比較することによって、
0:59:07	自己消火性を確認するような試験になっているのか、ちょっとそこら辺の何ですか、の関係性を、ちょっとわかりやすく解説してもらいたいですけども。
0:59:21	東京電力のカバサワと申します。
0:59:24	えっとですね、ICEAの垂直燃焼試験というものが、UL試験とほぼ、もうほとんど全く一緒の試験なんですけれども、
0:59:32	ICEAの方ですと、ケーブルのシースを剥がしてですね、全体の状態でやる試験でして、
0:59:39	それ、そのICEAで全体としてですけども、合格した材料であれば、それは問題ないだろうということで、
0:59:51	そのどちらかの、何ていうか
0:59:53	ICEAで降格した材料については、問題ないだろうということで、記載をしております。
1:00:01	火災対策室の齊藤です。そうするとその次に、同じ材質のシースを燃すケーブルでっていうくだりがありますよね。
1:00:09	このくだりとICEAの垂直燃焼試験の結果、
1:00:14	ていうのはこれはリンクはしないこれ。
1:00:17	互いに独立してそれぞれ費、
1:00:20	評価するとか、
1:00:22	どちらかで確認取れてればそれを使うというような話になってるのかっていうのがちょっとすいませんそこら辺の関係も、
1:00:29	教えていただいてもいいですか。
1:00:32	はい。東京電力のカバサワです。
1:00:36	えっとですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:39	ほとんど、ほとんどといいますか、ほぼすべてのケーブルが、UL呉試験をやっているんですけども、種類だけどうしても手に入らないものがあると。それについてはICEAの垂直燃焼試験で、
1:00:52	全体としてですけども、試験をした
1:00:56	ものですね、
1:00:59	同じ材料でシースが構成されているケーブルについては、
1:01:05	問題ない。
1:01:06	というふうな、
1:01:10	整理をして、ここに記載をしております。
1:01:15	火災対策室のサイトウですいませんちょっと理解が若干追いつかなかったんですいませんもう一度議会確認させていただきたいんですけどICEAの、
1:01:24	垂直試験結果を満たしてかつあれなんですかね
1:01:29	それをそのICEAがハダカセンでやってやるというような説明だったと思うんですが、それにそれで合格したものと、それを周りを
1:01:39	多分申請でカバーするんだと思うんですけどもそのシースでカバーしたもの。
1:01:46	で、したものをそのまま使いますというここはそういう説明になるんですかね。いや要はあの関係性だけ確認しときたいだけなんですけどね。
1:01:55	今の説明を聞いていればですね。
1:01:57	要はICEAのICEAの結果、
1:02:01	を受けたハダカセンに、
1:02:05	衛藤。
1:02:06	し、
1:02:07	ここに、
1:02:08	後段に書いてある同じ材質の深層を持つケーブルっていうので、満たしてそういうものを使っていると、そういう理解なんですか。
1:02:16	でいいんですか。
1:02:31	えっとですね、
1:02:35	補足説明資料の方の 97 ページ目の方にですね、
1:02:39	実際その
1:02:41	手には、
1:02:47	絶縁体とシース材の組み合わせで、
1:02:57	手に入らないケーブルの試験結果が、
1:03:02	載っているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:16	この何、197 ページにありますNo.14 の同軸ケーブルというものが、
1:03:24	とですね、UL試験をやっても、全体の中までには
1:03:31	損傷が至っていないということで、
1:03:38	問題ないと。
1:03:40	いうふうに整理をしております。
1:03:56	ちょっとすみませんちょっとすみません。
1:03:59	今、
1:04:01	ここの、
1:04:02	大体この 90、
1:04:04	5 ページ以降がですねこの代替試験をやりますというところの説明なんですけどもすみませんちょっと私の説明が一部ちょっと違うところがあったかもしれないので、
1:04:14	少し整理させていただきまして、
1:04:18	後日ちょっとご説明させていただきたいと思いますが、いかがですか。はい。火災対策室の齋藤です。すみませんちょっとこのただし書きの、この段落が多分ここに書いてあるこの内容を満たしてるんだと思うんですけども、これのちょっと意図するところがですね、
1:04:32	ちょっと読みづらかったんで、すみませんけども、ここの解説はお願いし、また後日お願いしたいと思います。
1:04:39	で、
1:04:41	続いて、そのあとに書いてあるのが、フィル、5049 ページは、図、
1:04:51	ちょっと同じパターンなので、
1:04:54	50 ページの代替材料の話はこれはさっき確認したところなので、
1:05:07	次 52 ページのところなんですけど、
1:05:12	他、B、B子の、
1:05:16	火災防護上、
1:05:19	要は大体残業ですら、困難な場合の対策について、ここの部分は書いているんですが、
1:05:27	ここの部分
1:05:31	すみませんちょっと
1:05:34	理由を聞きたいところがあってえっとですね 2 段落目の真ん中あたりに、
1:05:40	企画がずらっと並んでるところがあるんですよね旧建設省告示、12315 の第 2 試験とか、米国のステムの 84 とかっていうところ書いてあるんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:53	この旧建設省告示 12315 の第 2 試験、
1:05:58	記載をしなければいけない理由についてすいませんちょっとこの、このプラントについて、なぜこの代替材料ですら駄目な場合のものとして、
1:06:09	すでに廃止されてるはずの旧建設省告示 12315 の第 2 試験の話を出してくるのかっていうところについて、理由を教えてください。
1:06:30	東京電力の三嶋でございます。こちらもちょうと
1:06:33	確認しまして、ご説明させていただければと思います。
1:06:37	はい。火災対策室の齋藤です。次に、そのの
1:06:43	あとは、次の 53 ページのところかな。53 ページのところは上段がケーブルの話があって、
1:06:55	核計装ケーブルの話があるんですけども、これはあれですね、
1:07:02	いただいているところの補足説明資料の 99 ページ以降のところにとりあえず、説明が書いてある。
1:07:13	と思ってるんですが、
1:07:16	このところで、このコーキング図、電線管に、
1:07:21	電線管にケーブル通してその両端を、
1:07:26	パテで埋める、ここ、すいません、コーキング材で埋めると、というような話になってて具体的には補足説明資料の 101 ページの
1:07:35	ところに書いてあるんですけども、
1:07:37	このコーキング材の耐熱II耐熱耐火性、また耐熱性と体炎性ですかね。
1:07:47	について何かその性能を十分に説明しているような資料というのは、どっかにこの補足説明資料をどっかに書いてあるんですかね。
1:08:05	はい。東京電力の三嶋でございます。その前のページのちょっと 100 ページ、
1:08:09	をご覧ください。
1:08:11	100 ページのところにですね(2)シール性というところがございます。このコーキング材の説明をしまして。
1:08:19	まずその
1:08:21	2 行目ですね、またかな、火炎、火災の影響を受けると。
1:08:25	加熱発報により膨張すること、120 度より膨張開始 185 度までに耐性が 2 から 4 倍になると。
1:08:32	いうところがまずございます。
1:08:34	で、
1:08:35	まずはその江藤膨張するというところの話で、衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:42	酸素ガスの流入がなくなるように、より密着するというふうな抗菌剤の材質となっております。
1:08:49	ちょっとその耐熱って言いますと包丁するなり、コウノとかでもそういうふうな形の形状のものであるというところは、ここの(2)のシール性のところで説明できるかと思いますが、いかがでしょうか。
1:09:04	火災対策室の齊藤です
1:09:08	結局、185度までに体積が242から4倍になることで、多分これ外側に向かって発砲すると。
1:09:16	というようなイメージのものな、加熱発報により膨張するって書いてあるんで、
1:09:21	加熱八方で膨張していくんだと思うんですけども、結局この材料そのものは何度まで耐えられるんですかねというところを、
1:09:30	確認しておきたいんですけども。
1:09:34	よろしいですかね。
1:09:35	要は、
1:09:37	要は耐火性能をきちっと保持しているまたは何、要は上限が何度までであれば大丈夫っていうことを考えて何度までは大丈夫ですよと
1:09:50	過程において、120度から膨張して185度までに、このような対応をとることです。そういった性能を担保しています。多分そういう話だと思うんですけども、
1:10:03	結局何度まで耐えられればOKでその何度耐えてますという説明をちょっと下へと補足していただきたいんですけどもよろしいですかね。
1:10:23	はい。東京電力の三嶋でございます。そうですねこちらの部分に、その辺の試験なり、
1:10:30	ていうところのデータが確かがあると記憶してますので、その辺が耐熱で、
1:10:37	大宝のせいっていうことで、難度とか条件が、このくらいで試験をやって問題がなかったとかっていうところをちょっと、
1:10:43	追記させていただければと考えてございます。
1:10:49	火災対策室の齋藤ですその部分は、午後またお願いいたしますそれで50、3ページ以降に最後にらくらいーとか自然災害系の話があってちょっと落雷系の話を確認したいんですけども54ページ。
1:11:04	2、
1:11:05	20メートルを超える構築物には建築基準法に基づいてJISのA-4201-192か2003かどちらかでやりますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:15	いうふう書いてある。
1:11:17	ていうのは確認しました。で、
1:11:19	火災防護審査基準は何、その部分何書いてあるかっていうと、落雷による火災の発生防止対策として避雷設備を設置することとしか書いてないわけですね、
1:11:30	20メートルを下回る建物で、ら避雷針を設置し、避雷設備を設置しないものについては、
1:11:39	20メートルを超える建物で基本的には防護されているから、それでヒライ設備設置しなくても大丈夫なのかと。
1:11:50	いうことを確認しておきたいんですけども、考え方について説明をお願いします。
1:12:00	はい。
1:12:01	三嶋でございます。東京電力の三嶋でございます。
1:12:04	比較表の次のページ、
1:12:06	55 ページちょっとご覧いただきますと、実際に避雷設備はこういうところに設置しますということがございます。
1:12:14	で、
1:12:17	建物自体は、原子炉建屋タービン建屋と、20 メーターを超えてますので、
1:12:22	佐伯とまでそうですね、で、
1:12:25	一つはですね、まず一番下のですね常設代替交流電源。
1:12:29	設備設置エリア、第 1GTGと呼ばれるものなんですけど、こちらの方はですね、確か 20 メーターを超えてなくてですね。
1:12:37	衛藤設計のタイミングでもですね、建屋のかさっていかですね、あれに入るのかっていうところが入らないということがわかりましたので、これは追加で、
1:12:48	避雷針っていうところを設けているというふうに、
1:12:54	そうですね。ここのなおのところなんですけども。はい。という形になってございます。はい。
1:13:01	火災対策室の齋藤です。ここの常設代替交流電源設備設置エリア、括弧第 1、
1:13:09	括弧閉じ以外は全部 20 メートルを超えているという理解でいいんですかね今回の話については、
1:13:29	はい、東京電力の三嶋でございます。衛藤。
1:13:33	20 メートルを超えてないところとしましては確かに屋外エリアの SA 設備というものがございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:41	それがじゃあどのように守られてるかっていうと確かに衛藤。
1:13:46	実際はその 20 単品では、やっぱり車両型ですので、大きさとしても、3 メーター4 メーターくらいだと思ってございます。
1:13:55	そちらもですね、
1:13:59	火災の観点から、
1:14:01	行って、確かに全部守らなきゃいけないってのはあるんですけども機能として、まず建物の中の、
1:14:07	プラント側の
1:14:09	安全機能。
1:14:11	なりっていうところが、まず守られてるところで、
1:14:15	考えてると。
1:14:18	細かく、
1:14:22	んにしてもちょっと社内でちょっと整理してご回答させていただければと思います。
1:14:28	あと火災対策室の齋藤です。ここの部分、虎くらい一何、落雷対策なんで、20 メートル、建築基準法上や、消防法で年手数料の 10 倍超えてるものは、当然つけなければいけないわけですけどもそうでなければ建築基準法上や、
1:14:46	消防法上のものは関係ないんですが、いや例えば屋外でも火災区域を設定しなければいけないと。
1:14:53	というようなものがあつた場合に、それが既存の建物の陰に入っていて、隠れてるから設置しないと、これは一番簡単な整理の仕方だと思うんですけどもそうでない場合っていうのは、
1:15:06	じゃあどういうふうにするんですか。
1:15:08	それでも守らなくても大丈夫なんですか相対的に高い位置にあれば、
1:15:13	当然危険性が増すわけですから、そう、一般論の話としてですねだからそこをどういような整理になってるかっていうことについては、この記載だと 20 メートルを超えるものと、
1:15:23	設置するところには設置しますよとは書いてあるんですけどもそれ以外の守り方がちょっと、
1:15:28	わからないのでは、それ以外のところの守り方がわかる部分については補足説明資料等で説明をお願いいたします。
1:15:37	はい。東京電力の三嶋でございます検討させていただきます。
1:15:41	とりあえず 59 ページまでは私はこれで以上です。
1:17:16	はい。東京電力の三嶋でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:19	続きまして、
1:17:26	アノ。
1:17:27	今の部分までの、補足説明資料の概要の方説明させていただければと思います。
1:17:33	まず
1:17:35	表紙ですね、工事計画に関わる補足説明資料、括弧、その他発電用原子炉の
1:17:42	附属施設のうち、火災防護設備括弧閉じ。
1:17:46	資料番号がですね、KK6 補足 014 階の 0 となっております。
1:17:52	こちらの方で、1 枚めくっていただきまして 1 ページの方に、大きな目次の方、
1:17:58	記載がございます。
1:18:01	まずこの目次のところでちょっとご説明させていただきたいのは、次のページ 2 ページですね、4-6。
1:18:07	火災区域区画特性表について、こちらの方は、今回の範囲から、
1:18:14	除いております。今回提出の範囲から除いております。
1:18:17	こちらの方は今まさに現場の方ですね、どういうケーブルが走ってるのかどういう可燃物があるのかというところをまさに現場調査中でして、その全体的なところ、
1:18:27	可燃物量の調査というところが終わり次第、こちらの方は提出させていただきたいと考えてございますので今回から、
1:18:33	の分から外させていただいております。
1:18:38	まず、今までの 50 比較の 59 ページまでのところの範囲ですと、
1:18:44	1 ポツいつから、
1:18:46	2 ポツ 5 というところまでが、補足説明資料の範囲となっております。
1:18:52	で、まずは 1-15 ページ目ですね、補足説明資料 1-1、これは原子炉の安全停止に必要な機能を達成するため、
1:19:00	系統、
1:19:01	これは構成的には 7 号機と変わらないんですが、6 号機の系統図が載っております。
1:19:10	オオキここでは徳田してちょっと説明したいところもございませんので割愛させていただきます。
1:19:16	また、あわせて補足説明資料 1-2、23 ページになります。
1:19:22	火災区域の配置を明示した図面。
1:19:24	こちらの方ですね、火災区域区画の一覧表と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:29	それが
1:19:31	後ろの 39 ページあたりになりますと、火災区域、区画図、
1:19:36	図面の方ですね。
1:19:38	カドイ経費の配置を明示した図面という形で、
1:19:42	どういうものが、守るべきものがどうなっていて、こういうふうな考えを持って守っていますというところをご説明させていただいてる資料です。
1:19:51	これも構成的にはもう 7 号機と変わらず 6 号機の申請範囲という形になってございます。
1:19:59	で、続きまして 71 ページ、補足説明資料 1-3。
1:20:04	これも内部火災に関する工事変更。
1:20:07	人、
1:20:08	工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出についてということでありまして、これも 7、これはもう 7 号機と同じ形で、特に変更がございません。
1:20:23	江藤。補足説明資料、74 ページになります。補足説明資料 2-1。
1:20:29	こちらが主な潤滑油、燃料の引火点等を説明してございます。
1:20:35	齋藤市長からありました
1:20:37	潤滑油というところがありますので、もし、何かしらちょっと現場の方確認しまして、必要であればこちらの方に追記する形をとろうかなと考えてございます。
1:20:50	77 ページ、補足説明資料 2-2 になります。これは本剤の使用状況ですね、本剤の使用状況はこんな形で、
1:20:59	79 ページ、本剤の確認フロー、
1:21:02	ございまして、80 ページということで、調査をし、実施したと。
1:21:07	いう形になってございます。これも構成 7 号機と変わりません。
1:21:12	補足説明資料 2-3。82 ページ。建屋内装材の話なんですけどもこれは、先ほどご質問ございました通り、こちらの方、内容の方を拡充したいと考えてございます。
1:21:27	当補足説明資料 2-4、難燃ケーブルの使用についてね、89 ページ。
1:21:32	こちらの方で、ご質問のありました。
1:21:36	ICEAの試験と、ULの話。はい。
1:21:40	はい。
1:21:40	必要に応じてこちらの方でちょっと拡充する形をとりたいと思いますので、
1:21:45	ご承知おきいただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:49	105 ページ、補足説明資料 2-5 になります。
1:21:54	水素の蓄積防止についてです。
1:21:57	こちらはですね、BWRの全体でありました
1:22:02	配管における混合ガス蓄積防止のガイドラインに従いましてこういう形で進んでますという形になってございます。
1:22:10	で、6号機に関しましても、当該の対策をしておりますので、それらについてのデータの方を、
1:22:19	実際には
1:22:23	溶接事業者検査等々、
1:22:25	の法定自主の検査等やってございますので、それがマスキングという形ではございますが、実際に、
1:22:32	データとして載らせてございます。
1:22:37	まずはその、今、
1:22:39	比較で 59 ページまでやりました燃性材料のところまでというところで補足説明資料の、
1:22:46	概要のところ、以上となります。
1:22:53	はい、規制庁のイトウですわかりました。
1:22:57	衛藤。
1:22:58	比較表で説明があった範囲のお話ですけども、
1:23:02	質問等ございましたら、
1:23:06	ありますでしょうか。
1:23:15	火災対策室の齋藤です 1 個だけちょっと確認しておきたいんですけど 99 ページの
1:23:24	同軸ケーブルの延焼防C対策のところなんですけど、具体的には、100 ページに図の 4 っていうのがあって、
1:23:34	プルボックス使った場合、能防止処理、
1:23:39	についてちょっと確認したいんですけど。
1:23:43	このプルボックス図面では断面図入っててイメージ湧くんですけど、実際にこのプルボックスってどういうプロものですかねというのが 99 ページのところに、
1:23:57	プルボックスの材料は公正であって、
1:24:02	というふうを書いてあって構成のもので、どのように追われてるかとかですわねそういうところがちょっとよくわからない。
1:24:09	ですよ。
1:24:10	ちょっと写真とかで、要はどれぐらい追われてるものなのかとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:17	こうせいって言うけれども何か金属むき出しのものなのか、それとも何か塗料とか塗ってあって燃えるんすかねとかですね、そういうイメージを掴みたいんで写真入れていただいてもいいですかね。
1:24:34	はい。東京電力の三嶋でございます。そちらの方は、対応したいとございます。思いますので、
1:24:50	規制庁火災対策室ニシノです。ちょっと教えていただきたいんですが76ページ。
1:25:01	ここに潤滑への最高温度ということで書いてあるんですが、
1:25:07	これ、この温度というのは、
1:25:11	等ですねどのように測定、常時測定してるようなものなんですか。
1:25:17	はい。お願いします。
1:25:22	はい。東京電力の三嶋でございます。
1:25:25	はい。こちらの方は、衛藤。
1:25:28	実際は、
1:25:29	例えば、前、残留熱除去ポンプに関しましては、例えば時空系の温度とか、
1:25:35	いうところが
1:25:38	温度検セキが入ったりとかというところがございます。
1:25:42	ということで、実際図られているところが、
1:25:47	あるかどうかというところをもう1回ちょっと確認してですね、追記したいと思ってます。はい。今ちょっとお答えできるデータがちょっと手元にないように、
1:25:55	すいません。
1:25:57	規制庁火災対策室の石野です。はい。すいませんドイの温度計ったのがちょっと気になって確認させていただきました。そしてあと、
1:26:05	非常用のディーゼル発電機。
1:26:08	これに関して何か、
1:26:10	タービンじゃないですね過給機みたいなものはついていたりするんでしょうか。
1:26:18	はい。
1:26:19	三嶋でございます。8基ついてますね。はい。実際は、
1:26:22	ついてます。はい。その過給機にも、この潤滑油というものは使われています。
1:26:33	使われてるようです。はい。
1:26:37	規制庁火災対策数ニシノです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:41	その過給機の温度というのも、この 83 度ぐらいになるんですかね潤滑油の温度、
1:26:59	はい。東京電力の三嶋でございます。まずは、こちら、納戸ってところがどこから取ってるのかって言うところのデータのちょっと、エビデンスと、社内でちょっと確認してですね。
1:27:10	何かしらこの表に追記できるようなところ、入れたいと思います。で、ディーゼル発電機のところは垣内のところ、
1:27:17	がわかるようにちょっと、
1:27:18	確認したいと思いますので、
1:27:20	規制庁火災対策室ニシノです。わかりましたよろしく申し上げます。
1:27:46	はい。原子炉規制庁の小林です。
1:27:49	この資料ですと補足説明資料でいきますと
1:27:53	何ページかな 39 ページ以降に火災区域火災区画の図があるんですけどもこれた多くの場合SA設備の目、目から見てたんですけど設備って大部分はDB設備、
1:28:06	安全施設と一緒に火災区域にあると思うん、区域区画と一緒にあるようなことが多いと思うんですけども、
1:28:13	物によってはSAだけっていう火災区画とか区域とかもあると思うんですけど例えばフィルターベントとかするって、かなり何ヶ所かあるんですか。
1:28:23	何ヶ所かあるのは知ってるんですけど。はい。
1:28:27	はい。東京電力の三嶋でございます。まず東京電力の考えとしまして、火災区域というのは影響軽減の範囲、3 時間耐火の範囲を基本的に示してございます。
1:28:39	なので、
1:28:42	火災区画が幾つか集まって火災区域というふうな部分もございます。
1:28:48	次に、PSAの考え方です。DBSAの方も、
1:28:55	本文要目表、あとは主要設備リストの方で、どういうふうな設備な構成になってるかっていうところがあるございまして、火災区画、
1:29:06	に関しましては、まずはDBSAがあった場合は、消火設備なり感知設備というのは、DB扱い。
1:29:12	として扱います。
1:29:14	もし、SA単独でやった場合はですね、SAの待機状態での衛藤守っていう形になりますので、
1:29:24	そこのその主要設備リスト上はバーとなって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:29	デービー相当で、対策をとるという形で記載。
1:29:34	これちょっとセンコーさんとあわせてになるんですけども、実際の火災区画単位で、そのような形で明記してるところは、主要設備リストというところでございます。
1:29:45	原子炉規制庁の小林ですS、A棟、SA単独の区画とか区域があったとすればそれは単なる待機状態。
1:29:55	での扱いということでDがあるところとDが動いている状態も含めた消化性能とかそういうのを、
1:30:04	感知性の消化性能を持っているということで、要するにディー・ディー・エスに動いてる時も含めてっていいんですね。はい。
1:30:12	松江清は待機状態で大丈夫なはずですよ。はい。
1:30:16	カワカミちょっと時々コガれることがあるんで、SAは、基本的には
1:30:22	SAとSA待機状態でDBと一緒に燃えちゃ駄目ですよ。下水が燃えた場合でもD2の、
1:30:30	機能1系統だけが残るようにするって言うたらそれだけであって、影響軽減も関係なくとりあえず感知消火だけをアップして感知消火だけで対策をされていてサカタ、
1:30:40	アノた、単なる待機状態での話だという認識でよろしいですね。
1:30:45	はいわかりました。ちょっと話だと思んですがちょっと保安規定の方でちょっと、
1:30:50	ちょっとだけ、結構、ある電力から、RDBがあれですけど、ちょっと
1:30:57	保安規定の十四条の方で、
1:31:00	体制のところでしょうかであってその方の添付2のほうの記載で、その可燃物管理の記載の一部のところちょっと
1:31:09	十分その記載なんかでもDBしか拾ってなくてSA拾ってないかもねみたいな話があったね。ちょっとその辺が今、コガてる場所もあって、SA単独の
1:31:19	火災区域はどうなんだろうとか京成単独の区画とか雰囲気どうなんだろうっていうちょっと悩んでるところもあったりしてですね、ちょっとそれで今き、SA単独とこどうですかって聞いてみただけですはい。私からは以上です。
1:31:35	はい。規制庁の伊東です。では今の説明範囲で、
1:31:40	質問等は、
1:31:42	以上ですかね。はい。ちょっと
1:31:47	事務的なというか形式的な話だけなんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:51	今回 2 ページ、補足説明資料の 2 ページで火災区域区画の特性表は、今後、準備してつけますという話だったと思うので、
1:32:02	そういった資料だったり、情報を待つ維持するような箇所はそれがわかるように、困ってここはツジですみたいな。
1:32:12	そういった表示をしていただければなと思いますこれだけだと。
1:32:16	7 号ではあった表が何か消えてるように見えるんで、はい。よろしく願いします。
1:32:22	はい。東京電力の三嶋でございます。まずはこの 2 ページ目の備考のところですね、そちらにわかるように記載のほうを追記させていただきます。
1:32:32	はい。規制庁の伊藤ですよろしく願いしますここだけじゃなくてアノツジがあるのであればそれはツジだと、ということがわかるように、記載のほうは工夫してください。
1:32:43	東京電力の川里申します。すいません。1 点だけ少し補足で説明させていただきたいんですけども、
1:33:33	東京電力のカバサワと申します。1 点だけですね先ほど ICEA 試験と UL 試験の違いのところの説明で少し不手際ありまして申し訳ありませんでした。
1:33:43	95 ページ目を
1:33:46	のところに説明が書いてあるんですけども、ちょっとご確認いただけますでしょうか。
1:33:55	1 ポツはじめにのところのですね、一番下の方ですね、
1:34:00	このためと書いてあるんですけども、製造中止、入手できなかったケーブルというのはこの No.7 のケーブルだけということになります。このナンバー 7 のケーブルにつきましては、
1:34:11	建設時に実施した ICEA 垂直試験の結果と、そのナンバー 7 のケーブルと同じケーブルのシースを持っている他のケーブルの
1:34:22	UL 試験垂直試験結果を、こちら問題ないわけでこれを合わせ技としまして、UL 試験にも合格していると。
1:34:31	いうふうな評価をしております。で、
1:34:34	ICEA 試験といいますのは先ほどご説明した通りで、CS を取り外した状態で、全体の難燃性を見ていると。
1:34:42	なので絶縁体については No.7 の ICEA の垂直燃焼試験結果で、問題ないことを確認していて、一方 CS については、入手ができないので、
1:34:53	97 ページ目になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:56	No.14 の同軸ケーブル、同じシースを使っている者の方のUL試験結果を見て、CSに損傷がないということを確認して、ナンバー7 も大丈夫だと。
1:35:08	というような判断をしております。
1:35:18	はい。火災対策室の齊藤です。だから理解としては、要は系、このナンバー7 の低圧ケーブルについては、要は、
1:35:29	ケーブルをバラバラにした状態で、それ、まずナカノ、胴体下がところ、96 ページでいうと導体の部分を
1:35:41	確認して、
1:35:42	そこです、必要な性能を確認しています。次に、その周りのシース、すいません。
1:35:50	結局どこまで見たのかって話なんですけど、シースについてもあわせて確認をしていますと、双方それぞれがその垂直垂直燃焼試験の
1:36:03	結果を満たしているんで、この両方合わせは合わせたものについては、当然のことを満たしているというふうに判断したと。
1:36:12	いう理解でいいんですね。
1:36:15	おっしゃる通りでございます。
1:36:19	はい。火災対策室の斎藤です。いや、って言うのであれば、何かそ、こっちの本文はともかくとしてこっちの方を、
1:36:29	要は結局そういう何か文化、材料分割してそれぞれを確認して両方で確認できているから、統合体としても、
1:36:39	確認しましたっていう書き方をしていただいた方がよりはっきりすると。
1:36:45	私は思うんですけども、
1:36:48	そこら辺、ちょっと補足説明資料の表現の仕方をちょっと調整していただいてもよろしいですか。
1:36:56	今のお話だと並びにとしか書いてないので、
1:37:00	要は、胴体の部分ではケーブルの、
1:37:03	ナンバーところ、195 ページの今のこのためって書いてあるところはNo.7 の低圧ケーブルについてはって書いてあるんですけど、低圧ケーブルの
1:37:13	何をまず見たのか。
1:37:16	見てない部分については多分シースだとフォンD層のシースの部分も見ました。だから合わせて、両方とも満たしてるんでこれを合わせ技に持ったNo.7 の低圧ケーブルは大丈夫だとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:28	考えていると、そういうことですよっていう、そこをわかるようにしていただきたいだけなんですけども、よろしいですかね。
1:37:36	東京電力のカバサワです。ご趣旨承知しましたそういう形です、わかりやすく、少し追記させていただきます。
1:37:54	規制庁のイトウです。では通キーの、
1:38:15	はい。
1:38:18	はい規制庁の伊藤です。
1:38:20	では今項目ごとに説明伺ってるんで続けて事業者から説明よろしくお願ひします。
1:38:37	東京電力の松嶋です。
1:38:40	そういたしました江藤説明書の比較表のほうを用いまして、
1:38:45	60 ページの方、
1:38:48	5 ポツ、火災の感知及び消火ということでこの 5 章の方の説明、差分のほうの説明を、
1:38:56	させていただきます。
1:39:00	ページの方が飛びまして、80 ページご覧ください。
1:39:08	80 ページの一番下の文章になるんですけど、6 号機の方で、この括弧F、アナログ式熱及び、
1:39:17	煙感知器の平常時の状況を監視しということで、トレンド機能、
1:39:24	表示できる。
1:39:26	昨日、ということでこちらを追記しています。
1:39:30	火災受信機盤についての項目なんですけれどもこちらの社内の、
1:39:35	CRによって衛藤 7 号機でこの記載を追記しています。それに伴いまして 6 号機も同様に、トレンド機能を表示できるという記載を追記いたしました。
1:39:50	続きまして、
1:39:52	衛藤。
1:39:54	86 ページ。
1:39:56	ご覧ください。
1:39:59	86 ページの方の衛藤。
1:40:03	下の方の文章になるんですけどそちらへと差分が出ておりまして、東証空間、固定式消火設備、
1:40:11	につきましてこちらも、先ほどの感知器と同じように、今回共用をかけております。
1:40:17	これも火災区域区画、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:20	能設計がK6の方で詳細設計決まりまして、個別の火災区域区画で共用をかけるということにいたしましたので、それに対応する形で、
1:40:32	そこに設置される消火設備も、共用としております。
1:40:37	衛藤。次のページ 87 ページにいきまして 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所。
1:40:45	消火設備ということで、
1:40:49	どうしますか。
1:40:53	東京電力の三嶋でございます。まず感知だけの部分で、あとは島根さんのお話をさせていただきます。
1:41:03	実際ですねシマダさんとの差はかなりありまして、江藤まず、
1:41:08	ですね、63 ページのところ、
1:41:10	衛藤火災感知器の選定についてっていうところですね。
1:41:16	こちらの部分について、
1:41:18	東京電力の方で消防法に基づきというふうな一言の状態です、記載してございます。
1:41:24	で、シマダさん方を見ますと、まずはその 3 パターンっていう形になるんですかね、まず
1:41:31	23 条 4 項に従い設置する。
1:41:34	また、
1:41:37	規制規格を定める省令第 12 号から 18 号までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するっていうところと、
1:41:46	その次のパラグラフ、藤井さんのところ、
1:41:50	ただし書き以降のところとか、
1:41:53	ちょっと内容
1:41:55	マスキングの内容なので、ちょっと内容を割愛させていただきますが、という形で、今まさに現場の方、もう 1 回ちょっと整理の方してる状況でございます。
1:42:06	で、特に異なる 2 種、守るべきものに対してことの 2 種っていうところのですね、整理、
1:42:13	ていうところを進めている状態です、衛藤、一旦
1:42:18	補足説明資料の 3-13 の方にも、島田さんがやられたような
1:42:24	選定のフローとかっていうところは作ってございますが、今このような整理はしてございません。
1:42:32	ですので、
1:42:33	まだちょっと衛藤現状のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:36	の御説明だけ差分がありますというところのご説明だけしかちょっと現状できないので、今後ちょっと社内調整しまして、記載の、
1:42:45	どのようにやるかということも含めて、ご相談させていただければなど考えてございます。
1:42:52	あとは、大きなところでちょっと差分があるところですね、衛藤。
1:42:58	66 ページ。
1:43:01	のところになります。
1:43:04	66 ページの下の部分、屋外に設置する電線管内のケーブル及びトレンチ内のケーブルが広範囲に施工されている屋外の火災区域または火災区画、
1:43:17	という項目がございます。
1:43:19	こちらはですね、梶野 5 号機にあります、緊急時対策所。
1:43:25	の部分で、このような状況がありますので、
1:43:29	まずはその
1:43:33	アナログ式の光ファイバ式、熱感知器、
1:43:37	と、あとは、熟知の、
1:43:39	煙吸引式。
1:43:41	検出設備。
1:43:43	または非アナログ式の屋外使用の、
1:43:46	この感知器、
1:43:47	ていうところだったりを使用してるということで、ちょっとこの辺が、選定のところで、シマダさんと状況が違うのかなと考えてございます。
1:43:57	あとは、67 ページのところですね。
1:44:02	かっこいいになります。オペレーティングフロアの部分なんですけども、
1:44:08	藤シマダさんと同様に、私どもも
1:44:12	アナログ式の方で分離型煙感知器を使用しております。
1:44:16	ただ
1:44:18	オペレーティングフロアの高さの話ですね、20 メーターを超えてってところが、弊社がないので、その部分の記載の差はございます。
1:44:33	あと
1:44:34	大きなところだと。
1:44:37	各
1:44:39	エリアなりの選定のところに関しましては、1 日時点でのかなり差が出てることございまして、設備の差等がございますので、
1:44:49	割愛させていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:59	はい。
1:45:00	あとは、
1:45:01	75 ページのところ、
1:45:04	消防法または建築基準法に基づき、1 種類の火災感知器を設置するという主語の火災区画部分ですね。
1:45:11	こちらの、ある程度まとめ方が、まず若干違ってるところもございますので、この辺の記載の適正化ができるかというところを、
1:45:20	衛藤。
1:45:22	考えてございます。
1:45:26	はい。
1:45:27	あとは、79 ページ。はい。こちらもですね、今、対応する部分ございませんので、可燃物管理により、可燃物を持ち込まない運用とするところの火災企画ですね。
1:45:41	こちらの方も現場の方確認して、どのような状況になってるかっていうのを、
1:45:45	確認次第、反映し、記載の適正、何が適正なのかというところを反映したいと考えてございます。
1:45:54	あとは、80 ページの 6 号の青字ですね。はい。こちらの部分
1:46:01	以前ですね、
1:46:03	フェアロール製の感知器の件で、大変ご指導いただきありがとうございます。
1:46:09	で、その部分ですね、まずその部分に対して検査するためにですね、私どもここに、
1:46:16	7 号機の方でCR、
1:46:20	クラタレポート。
1:46:21	を発行しまして、この部分のトレンド機能の追加した番についてですね、検査を実施したというふうな経緯がございますので、6 号機も同じように、
1:46:32	この番を追加してですね、ここに記載を追加して検査というところは漏れないようにというふうに考えてございます。
1:46:45	はい。
1:46:45	江藤マツダさんはい。島根さんとのちょっと差のところ、今実際埋まってないところ。
1:46:52	になりますけども、ちょっとヒアリングの中で、衛藤、ちょっとご相談させていただきながら、また現場の状況を今確認している最中でして、そち

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	らがわかり次第、行灯後程、資料の方、作成していきたいと考えてございます。こちらからの説明以上になります。
1:47:18	はい。
1:47:18	すいません続きまして、補足説明資料になります。はい。
1:47:24	補足説明資料の1ページ目になりますと、
1:47:27	こちらちょっとちょっと順番がですね、3シリーズになるんですが、
1:47:32	感知器に関わる場所は、
1:47:40	3-13、
1:47:42	火災感知の種類及び配置を明示した図面。
1:47:46	でしょうか。
1:47:48	あと3-153-16という形でなっております。
1:47:52	まず3-13の方、ご覧いただければと思います。3-13の方は、
1:47:58	右下の番号が、
1:48:02	279ページからになってございます。
1:48:06	こちらですね今まだベースは7号機。
1:48:09	の
1:48:11	ベースで、
1:48:12	各火災感知器、
1:48:14	実際検定被害のところもございまして、江藤そのものに対して、どのような仕様になっているか。
1:48:21	どのような感知性能があるかというところで、記載させていただきます。
1:48:28	で、この分類もですね、島根さんのようにちょっと綺麗に今、実際分類してない状態となっておりますので、そちらの方も衛藤分類分け等を今後検討させていただきたいと考えてございます。
1:48:42	で、大きく追加した部分がですね、3-13-13、292ページになります。
1:48:49	こちらが島根さんの火災感知器の選定及び設置の流れという形で、
1:48:57	追加されておりましたので、これ以降、100、293ページの設置の流れとしてこういう感知器を、このような形で整理してございまして、
1:49:09	あとは、295ページ。
1:49:12	火災感知器を設置しない場所のリストとしまして、こういうところがございまして。
1:49:18	また、296ページ以降が、火災感知器の選定の方針、
1:49:25	297ページに環境条件に応じた火災感知、
1:49:29	機能リストと、
1:49:32	と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:33	この辺りが島根さんの
1:49:37	実際の審査会合をやられたというところもありますので、反映できるところは、このように反映してございます。
1:49:46	あとはですね、300 ページ以降は、各火災感知器の設置の条件ですね。
1:49:51	煙感知器はどのような条件でやってるか。
1:49:54	とか、具体例を示して、実際に入れております。
1:50:01	また、江藤 307 ページ以降に、火災感知器の配置図、これは概略の配置図なんですけども、
1:50:08	概略の配置図がございまして、各建屋ございまして、
1:50:15	例えば 326 ページとかですね。
1:50:20	この辺で、共用の、
1:50:23	部分のご説明を追記させていただいてございます。
1:50:28	ていうところがわかるように、まず火災感知器のどこの部分が共用になったかというところが、こういう形で示させていただいてます。
1:50:38	ですね。衛藤。
1:50:40	共用の部分は本部の基本設計方針にも、
1:50:43	記載が出てきます。
1:50:45	衛藤火災区域区画に関しては、要目表の部分で、きちっとどういう部分が、どのエリアが共用になってるか。
1:50:55	ていうところの説明が、
1:50:56	ありますけども、
1:50:57	残念ながら火災感知器がだけがですね、本文側に、特に出てこないの
1:51:03	で、
1:51:03	消火設備もちゃんと
1:51:05	各ハロン小空間のどの部分が共用になってるかというのを記載してるんですが、感知器だけはちょっと出てこないの、感知器の方はこちらの図面の方で、
1:51:16	共用になっているというところを示させていただいてございます。
1:51:22	このページが、ツツミまして、
1:51:28	と 345 ページ、別紙の 1 です。
1:51:32	これはですね、消防法施行規則 23 条 4 項に従い設置された火災感知器の設置状況について、
1:51:39	ということがありまして、
1:51:41	こちらですね、伯太で

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:43	の梁とか、
1:51:45	設置状況ですね、というところを、現状の設計になるんですけども、
1:51:51	現状まだ全部が取りついている状態ではありませんので、計画段階というところで、ちょっと
1:51:58	制度としてはちょっと弱いかもしれないんですが、こういうふうな形で、こういう考えを持って、感知器の設置、
1:52:05	また、鑑識の数ですね、というところを示させていただきます。
1:52:13	はい。
1:52:17	はい。
1:52:18	3-13 シリーズは以上となりまして、
1:52:24	衛藤サノ 15 が 399 ページになります。
1:52:29	こちら火災感知器の電源については、このような、
1:52:34	電源系統にて、概要図、401 ページの概要図のように、
1:52:38	非常用からもとれるような構成となっております。その説明資料で 7 号とも大きく、
1:52:45	変更ございません。
1:52:47	衛藤。
1:52:50	3-16 ですね火災感知器の配置の方針について。
1:52:54	こちらはですね、403 ページの目的をちょっと見ていただきたいんですが、
1:53:01	この資料の位置付けとしまして、火災防護上重要な機器のうち、安全系区分 23 の機器を設置する火災、
1:53:09	核に対してどのような影響があるか。
1:53:12	というところを示した補足説明資料になってございます。
1:53:16	こちらですね、7 号機のタイミングでですね、消防法の改正、すいません、火災防護の審査基準の
1:53:24	改正がございまして、そのタイミングで、
1:53:30	そうですね 404 ページ、ちょっと開いていただきまして、
1:53:33	火災防護審査基準の改正がされたというところで、このニシノ火災感知器の配置においては、どのようになっているのかというところを説明した所になります。
1:53:45	こちらはですね、405 ページちょっとご覧いただいでですね、5 ポツ、
1:53:51	常用系からの機器、安全系区分 23 への影響範囲。
1:53:55	影響評価というところ。
1:53:57	ここはですね、7 号機の審査の断面でですね、かなり

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:02	ご理解がいただくことがちょっと難しくですね。
1:54:06	まず
1:54:08	ABWRとしまして、安全系区分 123。
1:54:12	また常用系という形で、この図の 2 の部分の概念ですね。
1:54:17	四つの大きな区分が、
1:54:19	分かれるとと考えてございます。
1:54:21	そのタイミングで、赤枠ですね。
1:54:25	この部分が、衛藤、これ 8 条設置許可の八条の
1:54:29	という記載になってございますけども、まずは安全系区分は 1 と 2 以外、それがようへと区分分離するというふうに、
1:54:38	僕らの方では東京電力の方では、記載がございます。
1:54:43	で、BWRの先行プラントさんなんかは、区分 I 区分 2 と、
1:54:50	あとは高圧系ですかねっていうところもありまして、その部分で、実際はどちらも安全系区分として 3 時間耐火してる。
1:55:00	いうふうな記載のところもございまして、この辺の考えが大きく、ABWRとBWRVでちょっと違うところをご確認いただきたいなと考えてございます。
1:55:12	で、
1:55:13	まずは守るべきものは、区分 I の中で、火災が起きれば区分 1 の中で押さえると。また、区分 23 で起きた場合は 1 に影響がないように 3 時間耐火を行うと。
1:55:25	いうところで、これが、この 5 ポツの、
1:55:29	のところでした、
1:55:31	その際ナゴの審査の際ですね、ご質問を受けたのが、まず火災、
1:55:36	区画のその安全系区分の 2 とか 3 とか、
1:55:39	それらに対しては何もしないのかというところでどんな火災影響があるんだということで、
1:55:45	それを説明した資料になってございます。
1:55:49	衛藤まずは、
1:55:51	隣接 5-1、次のページですね 406-5-1、現設計方針における評価としまして、隣接区画からの延焼等の火災、
1:56:00	の影響はどうなってるんだとか、
1:56:03	あとはですね、408 ページ。
1:56:06	なんかですと、機械換気に対して日野モデル。
1:56:10	説明してですねつの挙動解析。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:14	の方がどんなものが、
1:56:16	検討してるとか、
1:56:18	いうことでしたりして、
1:56:20	結論の方がですね、413 ページですね。
1:56:26	安全系区分 23 の機器を設置する火災区画としまして、
1:56:32	一番、(エ)括弧B括弧Cとあるんですけども、
1:56:37	その下のですね以上のところですね、評価結果に加え、案。
1:56:41	この安全系区分 23 の機器を設置する火災、
1:56:46	区画の特徴を踏まえると、安全系区分 23 の機器を設置する火災区画で火災が発生した際に、隣接する常用系、
1:56:53	機器を設置する火災区画の火災感知よりも、安全系区分 23 機器の
1:56:59	を設置する、火災区画の感知、火災感知の感知動作が遅れることは考えにくいと。
1:57:05	従って現在の火災感知器の方は、廃止方針において、
1:57:09	改正後の火災防護審査基準の要求にも適合してると考えているというところで、こちらの方で 7 号機は、江藤説明をさせていただいております。
1:57:21	あと次のページ以降がですね、どんな剰余系の廃止になってるかというところを示してる。
1:57:29	火災区域区画図が、
1:57:32	ついてございます。
1:57:35	長くなりましたすいません。
1:57:38	補足説明資料の感知の部分は以上となります。
1:57:45	規制庁の伊藤です。では質疑の方に入っていきたいんですけどもまずちょっと最初に誤解のないように申し上げておきたいのは、
1:57:56	まだ現場の状況とか確認していて島根の記載をどこまで反映するかというのはまだ整理中という、そういう理解だと思うんですけども。
1:58:06	先ほど記載のところはまたご相談させていただければみたいなのが話あったと思うんですけども、基本的にこれらの説明書を添付説明書っていうのは事業者が、
1:58:17	現場の状況等を踏まえさらに、島根での先行での審査実績、そこでの議論等を踏まえて事業者が考えて、
1:58:27	判断するものですので、ちょっとご相談とかはちょっと語弊があるかなと思いますので、そこはよくご認識ください。
1:58:35	はい。東京電力の三嶋でございます。はい。提出させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:40	はい。規制庁の井藤です。それで、
1:58:45	あ、すみませんのための確認なんですけど共用か設備が共用化になった設備がいくつかあると思うんですけど、あれですよまた、今後説明あると思うんですけど、
1:58:58	6号の設備で、
1:59:01	6号で新たに登録した設備で、67共用になったものはないという理解でいいんですかね、念のための確認です。
1:59:09	はい。東京電力の三嶋でございます。はい。7号機時点で、6号機設備として、各建屋、例えばですねコントロールビルとかradSビルっていうところの火災区域区画、
1:59:21	が相当するんですが、そちらは7号機申請のタイミングで6号機設備として整理してございます。
1:59:28	で、今回も6号機設備として、ご説明をさせていただくんですけども、新規でっていうことは、
1:59:35	確認してありませんでしたので、ご報告。
1:59:39	したいと思います。またそれに対して
1:59:42	は、
1:59:43	コウと、
1:59:45	21
1:59:46	21の方で、全体的なその共用というところの説明が、
1:59:52	今の現状どうなってるかっていうところの説明がございまして、そちらの方のヒアリングも参考にさせていただければと考えてございます。以上です。
2:00:01	はい。規制庁の伊藤ですわかりました。また共用化のところは、今後のヒアリングで確認していきたいと思います。
2:00:10	衛藤。
2:00:12	私はとりあえず、
2:00:13	確認は以上にしたいと思います。
2:00:28	火災対策室の高橋です。補足説明資料についてちょっと確認です。284ページですね。
2:00:43	284ページコウ電分離型煙感知器の概要ということで、当校電分離型前のヒアリングでも、こちらの比較表でもアナログ式のものを使うということで聞いておまして、
2:00:56	その概要の説明の中でどこだっけな、規格省令の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:03	第 17 条の 2 に定められる感知性能を満足してるということだったんですが、
2:01:10	規格省令の中でコウ電分離し機能アナログ好きでないものの電分離、
2:01:17	は、17 条の 2 なんですが、アナログ式ですと 17 条の
2:01:23	6 なのですが、
2:01:25	これは、
2:01:28	この表記でよろしいんでしょうか。
2:01:44	はい。東京電力の三嶋でございます。
2:01:47	すいません今ちょっとお手元に
2:01:50	エビデンス等ございませんので、こちらの方は正しいかどうか確認させて、ご報告させてもし、もし間違いありましたら修正してご提示させていただきます。
2:02:02	はいわかりました笠井タカハシです続いて 285 ページの、
2:02:08	煙救援吸引式検出設備についてです。こちらも規格省令の説明をされてるときに、なんですが規格省令第 17 条に定められる定められる。
2:02:22	B ですね B ポツのところ、
2:02:24	第 17 条に定められる作動式分布型感知器のミス相当の数性の有していると書かれているんですが、
2:02:32	第 17 条は香典式スポット型の話で、作動式分布型感知器というのはこれは熱感知器の一種だと思うんですけども、これは 13 条に規定はされてるんですけども、
2:02:45	それを踏まえると第 77 条に定められる 13 条作動式分布型感知器の日照と、相当の感知性能を有しているというような表現になってて、こちらはその表記でよろしかったかどうかのちょっと確認です。
2:03:00	はい、東京電力の三嶋でございます。そちらに関しましてちょっと、
2:03:03	再度確認させていただければとございます。
2:03:08	はい。笠井津タカハシです。続いて 288 ページ炎感知器についてです。
2:03:16	こちらは消防の認定品ではない。
2:03:20	認定品とか検定品ではないということですかね検定品ではないということで、
2:03:25	ただ一方、その検定品と同じ炎感知器という言葉を使っておられます。
2:03:33	これ正式名称の検定品じゃないその炎感知器の正式名称が炎感知器ということよろしいでしょうか。
2:03:42	はい。東京電力の三嶋でございます。確かに検定品ではないので、感知器というのは正しくないというところははい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:50	認識して、
2:03:52	おりますが、今のところ、ちょっとそこまでちょっと、
2:03:55	反映がちょっとできてないっていうところが、すみません、申し訳ありませんが、って形になりますので、この辺はエビデンスも確認しながら、どういう状態かっていうところを、適正な、
2:04:07	表記に直したいと考えてございます。
2:04:11	はいよろしく願いいたします。笠松タカハシです続いてですね 296 ページで、
2:04:18	4 ポツ 2 ポツミイの消防法に基づき種類の感知器等を設置する場合の、
2:04:25	下の方ですね下のポツ設置場所の、
2:04:29	環境条件に適用する感知器等の中から以下の優先順位で選択するとありまして、
2:04:35	①番感知器かと、カッコ検定品を検出設備より優先するとありますが、
2:04:42	消防法に基づき種類つけますという場所において、
2:04:46	県検定比の感知器、
2:04:50	優先するんですけどもちょっと駄目だから件数設備にしますっていうような場所ってあるのかどうか。
2:04:56	その何だろうそれがあった場合それって消防法に基づき設置する場所といえるのかどうかっていうことの確認です。
2:05:06	はい。東京電力の三嶋でございます。
2:05:09	はい。
2:05:11	かなりですね現場の方確かに
2:05:14	火災の感知、
2:05:16	をする上でですね、高所だったりとか、あとはまた
2:05:20	高線量区域で、メンテナンスができないエリア。
2:05:23	ていうところも若干ございます。
2:05:26	そういうところに関して設計の方、各個別の火災区域区画ですね、区画に対して、今ちょっと設計を進めているところでございまして、
2:05:36	その部分で、まずはその消防さんとの折衝というところは当然消防法に基づきっていうところが、
2:05:45	優先されると思いますので、その辺のところ、もう 1 回
2:05:49	現場をちょっと確認しながら、再度相談しながらこの記載のところ、
2:05:54	見直しさせた可能性もちょっとありますけども、はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:59	はい笠松タカハシ先生わかりました続いて 297 ページの表ですね、4-2-1 の表の中で、
2:06:09	放射線が高い場所屋内の放射線が高い場所で非アナログ式の熱感知器括弧接点式とありまして、
2:06:20	日なんだアナログ式でないものの感知器の説明が 281 ページからされてるかと思うんですがその中に非アナログ式の熱感知器設定式についての記載がなかったのがこれは一体どのような、
2:06:33	感知器のことでしょうか。
2:06:58	はい、東京電力三嶋でございます。
2:07:02	そうですね。
2:07:05	記載のところはありませんので、
2:07:08	確かちょっと、防爆型の感知器の方を流用してると、設定資金のところを利用してるというちょっと記憶がございますので、その辺をちょっと
2:07:19	記載のほう正したいと思います。
2:07:23	よろしく申し上げます。私からは以上です。
2:07:39	星野です。
2:07:41	あと補足の 280 ページ。
2:07:45	72 の内容なんですけど、
2:07:47	1、
2:07:50	なあ段落目ぐらいからアナログ式の熱感知器と同等な機能を有するっていうことで、
2:07:57	同等な機能を有する低音式の感知器つけますっていうここで制限してると思うんですけど、これって、先行でつけてた 7 号機の
2:08:06	熱感知器と同等の、
2:08:08	もう、
2:08:09	という理解でよろしいですか。
2:08:13	はい。東京電力の三嶋でございます。
2:08:15	その認識の通りでございますフェーム制の
2:08:20	はいわかりました。ここで当時、当時っていうかもう昨年ですけど 7 号機のとくに、火災室としては、この
2:08:27	アナログ式の感知器と、
2:08:30	同等というところでどういう性能で、どういう品質保証がされてるかっていうところを、
2:08:36	五味ミシマさんから丁寧に説明していただいたと思ってるんです。今回この補足の中ではこの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:43	中段ぐらいから、その熱感知器がどういう性能ですっていうのは、記載されてると思うんですけど。
2:08:49	プラスアルファ品質保証としては、低温し、検定を取ってるとしても、温度上昇の部分は、やっぱり検定でチェックがされてないので、
2:09:00	事業者として、
2:09:02	こういう、
2:09:04	チェックをしてるんですっていう説明は必要なのかなと思いますので、そこを改めて補足のほうで説明していただきたいと思います。
2:09:12	はい。東京電力の三嶋でございます。
2:09:16	そうですね以前トレンド機能の追加をしたときの説明の資料は、確かに今、こちらの方に入っておりませんので、そちらの部分を拡充する形でこちらの追加する形で対応させていただければと考えてございます。
2:09:30	はい、河西津野ホシノですよろしくお願いします。
2:09:34	はい。比嘉理事長。
2:09:41	河西さん、すいません、家財対策室ニシノです。
2:11:34	規制庁火災対策室ニシノです。ちょっと1点確認させていただきたいんですが、6号機と7号機で違いというのは、建物の構造、
2:11:45	通り、天井の高さ等もほぼ全く同じという認識でよろしかったでしょうか。
2:11:54	あ、
2:11:55	東京電力の三嶋でございます。
2:11:57	6号機7号機はかなり、その間取りという観点でいきますと、かなり違ってございます。やはり
2:12:05	メーカーの差があったりとかですね、というのもありまして配置上のちょっと差もありまして、全く
2:12:13	同じ建物ということはございませんので、その6号機に、
2:12:19	特化したっていうところは今んところ、
2:12:21	見つかってございませんが、
2:12:24	梁とか天井とかっていう高さの部分っていうのは、6号機で再度確認してるっていう状況になってございます。
2:12:34	やはり6号機で再度掛かん確認していることがありました。以上です。
2:12:46	えっと家財対策室の齋藤です時間があまりないんでちょっと要点だけ確認をしていきたいんですけども。
2:12:56	293ページとか、まずフローチャートなんですけどね293ページとか294ページに示していただいているんですけども、
2:13:07	別に島根のものをそのまま、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:11	引っ張ってくるかどうかって話はまた全然違う話で島根は島根のプラントとしてやってるわけですので今回は、
2:13:21	6号機としてどうなのかということについて、
2:13:25	他のプラントでPPWRも同じようなことをやってますし、他に今、東海第2だって今審査会合等を繰り返したりやったりするわけでみんな
2:13:36	このフローチャートプラントに合わせて、事業者として何どのように理解しているのかと、いうことを確認してフローチャートを作っていただきたいんです。で、
2:13:49	その中で特に他の審査会合でもはっきり申し上げてますけども、
2:13:55	原則は、基本的には火災区域と設定した以上は、2種類選択アノつけるとというのが火災防護審査基準上の
2:14:05	原則だと思うんですね。
2:14:07	で、それに対してまず火災区域火災区画の中に、多分いろいろなくべ区分があるんだらうとその区分があるものは全部例外になってるわけですから、その例外を
2:14:20	どういうふうを考えるのかというのがこの293ページにある。
2:14:25	火災区域区画の、多分
2:14:30	位置付けのフローチャートなわけですねそれが原則のところは基本的に種類に落ちてくるわけで、
2:14:37	医師、酒類であるとかつけませんとかいうようなところがあるんであればそこは例外としてきちっと位置付けがわかるように、まず整理していただきたいんです。
2:14:47	これがまず1点です。2点目の話として、
2:14:51	次の294ページの、
2:14:54	ところで、それをどういうふうに感知器を選択して、どのように設置するのかといういわゆる、
2:15:04	多分そっから先区分に応じた環境条件であるとかそうしたものがあったりするわけですけどもそれをどのように理解しているのかと。
2:15:12	いうのを表すのが、多分294ページぐらいのところだと思うんですけども、そこを多分漫然として行くと多分自分たちでも、
2:15:22	説明できなくなると思うんですね。で書いてあることは、
2:15:26	多分一緒になる可能性は当然ある、ありますし7号機の話も踏まえて、当然やっていくわけですけども、自分たちがどういうふうに理解してるかっていうのを示すのがこのフローチャートなんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:39	島根のものに、やるだけではなくて他のPWRも含めてどのように、整理しているかを含めて自分たちの理解できちっと書いて欲しいというのがまず第1点目の話です。まずここよろしいですかね。
2:15:54	はい。東京電力の三嶋でございます。はい、ご理解、
2:15:58	の通りちょっとこちらの方でも検討させていただきます。
2:16:02	2点目の話として、さっき火災区域とか火災区画を例外でコウセ、例外に位置づける例えば1種類位置付けますとかいうときに、
2:16:12	1種類位置づけるときに、高橋からも言いましたけど、消防法であるとか、基本的は消防法に基づいてやるわけなんですけども障防法以外のやり方でやるのであれば、
2:16:24	もうそれはそもそもが話として違ってますよねってところがあるんで火災区域とか火災区画の位置付けの中で、
2:16:33	安易に消防法に、
2:16:34	持ってくと、あとでまた自分たちの理解と、やっぱりやってる、書いてあることが違いますよって話なんでそこは十分に気をつけて欲しいでそれから、つけないところについてはどうしてそれがつけない、つけなくても、
2:16:48	なぜ2種類つけてるのと同じゆ、同等の効果を有しているのかと。
2:16:53	ということについては、例外の話として敷地、そこはですね技術的に背条件をし、環境条件等を示してきちっと説明していただきたいと、いうふうに思ってますけども、それ対応していただいてよろしいですか。
2:17:10	はい。東京電力の三嶋でございます。はい。その通り対応したいと思ってます。
2:17:16	次三つ目の話として、今タカハシとからアノホシノからですね使う、選定する感知器等について、
2:17:29	幾つか確認させていただきましたけれども、特にですね
2:17:36	要は消防法上の感知器でないもの、
2:17:39	要は自分たちで検出設備というふうにこう書いていただいているものについては、
2:17:45	検出設備が検知性能がきちっとあるのとあわせて、
2:17:48	その検出設備がどれぐらいの面積を代表できるのか、または、そこに置いておくことで、確実に感知できるのかと、いうことをですね、
2:18:00	説明をいただきたいんです。それが面積が代表してるっていうのであれば、そこはそこから先は行けるわけですけども、もしそういうものがないんだとすれば確実にそこに置くことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:13	性能発揮するということについては、別途、県設備系のものについて説明いただきたいんですけどもよろしいですかね。当然熱、赤外線監視カメラみたいなものについては、
2:18:25	写ってる範囲の中でこの保証がありますと言えばそれはそれで済むわけですけどもスポット式のものについては特にですね、
2:18:32	面積どれだけ代表できるのかという話は下出していただきたいんですけどもよろしいですかね。
2:18:38	はい。東京電力の三嶋でございます。
2:18:40	まず各館感知器がございますので、それを資料を拡充する形でご説明できればと考えてございます。
2:18:50	次
2:18:52	この設置の部分、それが踏まえた上で今度設置の話になるわけですけど、今日の資料とかでいくと、どこだったっけな。
2:19:02	301 ページとか 302 ページ以降に、設置の仕方について
2:19:09	幾つかを書いてあるわけですねそのときに、工事基準書であったり、それから多分これ東京消防庁の予防事務審査検査基準を多分使ってるんだと思うんですけども、
2:19:20	それ、それらっていうのは一般的な建物として、
2:19:25	使えんだから使えますよって話になってるわけですが実際には。
2:19:30	この話は炉規法上の話として、プラントの中でこうしたものが使えるのかどうかと。
2:19:39	ということについて工事基準書であったり東京消防庁の要望事務審査検査基準が使える考え方をまず整理しなさいというのが、そもそもそのバックフィットを、
2:19:49	していたときの、委員からの今の院長であるヤマナカ、
2:19:55	院長が委員だったときに指摘されてる事項なので、まず工事基準書や、予防事務審査警視、検査基準を
2:20:04	使うのに、この建物でどうして使えるのかという話について補足していただきたいんですけどもよろしいですか。
2:20:13	はい。東京電力の三嶋でございます。
2:20:17	一般的な建物と大きく違うのやっぱり放射線というところがまずございます。
2:20:22	例えば風が通る道だとかっていうところはいろんな建物も一般的なところもありますので、そういうところをちょっと整理して、ご説明できればなと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:36	火災対策室の斉藤です。この部分についてはもうそもそもプラントが一般的な建物としてどの範囲で使えるのかと。
2:20:44	いう話を、事業者がどれだけ説明できるのかという話でそれが説明できなければ、当然プラントは地アノ一般の建物と違うんですねって言われてしまえば当然こういったものは使えなくなるわけですからその部分は確実に、
2:20:57	補足していただきたいと思います。
2:20:59	あとすいませんちょっと念のための確認なんですけど最後に、3の次へと402ページの補足説明資料3-16の
2:21:10	実際には、
2:21:14	405ページ以降にいくつか、さっきを丁寧に説明していただいたところあるんですけども、
2:21:22	感知の話と、
2:21:24	隣の区画の話って、
2:21:27	何の関係でそういう話になってるでしたっけっていうのすいませんちょっと教え、もうちょっと教えていただいてもいいですか。
2:21:33	はい。
2:21:35	東北電力の三嶋でございます7号の審査の
2:21:38	タイミングでございますね、そちらのところを、
2:21:42	説明をしていただきたいというところが、要望がありまして、はい。こちらの審査会合ベース。
2:21:51	の説明資料が、補足とついているという形になってございます。
2:21:57	火災対策室の斉藤様じゃその部分は補衛藤実際の今後説明をしてもらった中の中でちょっと確認を
2:22:10	個別の部分として、確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。
2:22:16	はい。東京電力の三嶋でございます了解しました。
2:22:39	もう時間なんで、手短なんですけど今、こちらの加西市の齋藤の方からも質問あった402ページ以降なんですけども、
2:22:48	これ、こちらあれなんす404ページを見る等途中で、設置許可では
2:22:55	要するに異なる2種類の感知器を設置しなくてもよいとする具体的な理由って、
2:23:01	今ここで異なる2種類を設置してない場所があるってということなんですかこの記載を、
2:23:10	はい。東京電力の三嶋でございます。はい。まずは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:15	安全機能を有するところとか、SAの設備っていうのは守るべきものとして異なる医師がまず設置されてございます。はい。
2:23:23	で、この西以外のところというのが、
2:23:27	比較表で言いますと、
2:23:34	何でしたっけ。
2:23:38	その他のっていう形で、76 ページですね。
2:23:43	その他の火災区域区画、
2:23:46	てしまして、火災感知器を設置しない場所、もしくは消防ホース、建築基準法に基づく消防さんのですね、感知器というところで、
2:23:56	設置するというところの、各個別の
2:24:00	こういうところはっていう例外規定、例外として、こういうところはこういうふうになってますっていうところが、プラスだと書いてあると。
2:24:10	いう状況になってございます。原子炉規制庁小林アノ
2:24:14	確かこの例外規定は私を知っていてこの例外規定と、この 406 ページの説明っていうのが結びつくっていうことなんですか、そういう認識なんですけど、ちょっとそのあとの空気の流れがとか、
2:24:27	常用設備に隣接する安全区分 2 と 3 とかっていう話が出てきて、
2:24:32	ここの安全区分 2 と 3 は異なる 2 種類ありますよね。それぞれとな、何か話がいろいろまじってちょっとわからないのもう、もうちょっと丁寧な説明いただいたんですけど。
2:24:44	齋藤室長がわからないということはみんなわからないということなので、もうちょっと丁寧な説明と整理ちゃんと整理して、
2:24:52	説明をお願いしていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
2:24:57	はい。東京電力の三嶋でございます。はい。こちら 7 号機の審査の時にですね、衛藤ヒアリングの中で、こういうところを説明してもらいたっていう資料をどんどん追加してた。
2:25:08	状態でして、
2:25:10	というところがありますので、
2:25:13	確かにその
2:25:14	異なる意思があって、配置がどうなってるんだっていうのを締め他の剰余系のものとかがどういうふうにして、悪さをしないのか、っていう観点で、審査いただいたっていうのが 7 号機の実情でありましたので、同じ資料を 6 号機バージョンでつけた。
2:25:29	というのが実情になってございます。
2:25:32	編集基準コバヤシこれ、要するに常用系の悪さというかそういうのも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:37	何ていうか常用剰余系が燃えたとしても特に
2:25:42	NEATさんの方完全カミイチさんの方では先に感知できるよっていうことを書いたのわかるんですけど、添もちょっとぜひ、その全体の中身って いうかその流れが説明の中でちょっとよくわかって、
2:25:54	なくてですねいろんな要素が入っているので、もうすいませんがもうちょっとわかりやすい先生お願いします。
2:26:01	はい。東京電力の三嶋でございます。またやはり
2:26:06	環境条件に応じたってところの話でございますので、衛藤。
2:26:12	こちらを拡充するか個々の条件に応じた、感知としてはどういうふうなことを考えているといった方を優先するかちょっと検討させていただければと思います。
2:26:29	規制庁のイトウです。
2:26:35	事実確認だけですけども先ほど今ちょっと示していただいた比較表の76 ページで言えば、
2:26:42	今現時点で6号で、こういった異なる2種類の感知器を設置しないようなエリアってというのは、この
2:26:50	格納容器機器搬入、
2:26:54	搬出入用ハッチ室のみ、ということになるんですかね。
2:27:02	あ、東京電力の三嶋でございます。まずは1ポツ、
2:27:06	あとはろポツ。
2:27:09	はい。そういう各条件はこういう部屋に関しましてはというところで、記載がでございます。
2:27:15	わかりましたすみません。
2:27:18	記載は理解しました。
2:27:21	はい。
2:27:24	その他はよろしいですか。
2:27:52	はい。規制庁の伊藤です。では本日のヒアリングはここまでとさせていただきますのでまだ本日説明できなかった部分については、
2:28:02	また今後のヒアリングで説明をお願いします。それとあと本日、出たコメントの回答についても、あわせてよろしくをお願いします。よろしいでしょうか。
2:28:15	はい、東京電力三嶋でございます。了解いたしました。
2:28:19	はいでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。